令和4年度

指定障害児入所施設設置者自主点検表(事業運営の手引き)

【福祉型障害児入所施設】

施設名	
所在市町村名	

※ 記載上の注意

各着眼点について、貴施設における前年度以降の状況を、いずれか該当する□に✔のマークを記してください。 また、特に補足することがある場合は、「確認結果」を記載してください。

指定障害児入所施設設置者自主点検表【福祉型障害児入所施設】

点検年月日	令和	年	月	日	
点検担当者					
職·氏名					

第1 基本方針

主眼事項	着眼点(根拠法令等)	自主点検結果	確認書類	確認結果
1 一般原則	(1) 入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画 (以	□ 適切に行っている	1 運営規程	
	下「入所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するととも	□ 適切に行っていない	2 パンフレット	
	に、指定入所支援が障害児にとって適切かつ効果的なものとなるよう、その効果について継続的な評価		3 個別支援計画	
	を実施することその他の措置を講じているか。(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設		4 ケース記録	
	備及び運営の基準等を定める条例(平成24年岡山県条例第50号。以下「条例」という。)第3条第1			
	項、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労			
	働省令第16号。以下「省令」という。)第3条第1項)			
	(2) 障害児の意思及び人格を尊重して、常に障害児の立場に立ったサービスの提供に努めているか。	□ 努めている	1 運営規程	
	(条例第3条2項、省令第3条第2項)	□ 努めていない	2 パンフレット	
			3 個別支援計画	
			4 ケース記録	
	(3) 地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を	□ 努めている	1 運営規程	
	総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第	□ 努めていない	2 パンフレット	
	1項に規定する障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サー		3 個別支援計画	
	ビスを提供する者との連携に努めているか。		4 ケース記録	
	(条例第3条3項、省令第3条第3項)		5 連携に係る記録	
	(4) 障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、	□ 努めている	1 運営規程	
	その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。(条例第3条第4項、省令第3条第4項)	□ 努めていない	2 研修計画、研修実施	
			記録	
			3 虐待防止関係書類	
			4 責任者の設置がわ	
			かる書類	
	(5) 指定障害児入所施設の指定の申請者は、法人となっているか。	□ 法人である	1定款	
	(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条の9第2項、条例第4条)	□ 法人でない	2運営規定	

第2 人員に関する基準

主眼事項	着眼点(根拠法令等)	自主点検結果	確認書類	確認結果
1 従業員の数	1 従業員の数について、次のいずれか該当する方法により、適正に算定されているか。			
	(条例第5条、省令第4条)			
	2 指定福祉型障害児入所施設(条例第5条第1項・第2項、省令第4条第1項・第2項)	□基準を満たして配置して	1 労働条件通知書又	
	ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては四の栄養士を、調理業務	いる	は雇用契約書等	
	の全部を委託するしている福祉型障害児入所施設にあっては五の調理員を置かないことができる。	□基準を満たして配置して	2 資格証明書	
		しったとい	3 勤務計画表	
	一 嘱託医 1以上		4 勤務実績記録	
	二 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。)		5 タイムカード	
	イ又は口に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める数以上		6 賃金台帳 ほか	
	イ 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。)を入所さ			
	せる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上			
	ロ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上			
	三 児童指導員及び保育士			
	イ 児童指導員及び保育士の総数 (1)から(3)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、			
	それぞれ(1)から(3)までに定める数			
	(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害			
	児の数を4で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設に			
	あっては、当該数に1を加えた数以上)			
	(2) 主として盲児(強度の弱視児を含む。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。)(次条第一項にお			
	いて「盲ろうあ児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児			
	の数を4で除して得た数以上(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあ			
	っては、当該合計数に1を加えた数以上)			
	(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障			
	害児の数を3.5で除して得た数以上			
	ロ 児童指導員 1以上			
	ハ 保育士 1以上			
	四 栄養士 1以上			
	五 調理員 1以上			
	六 児童発達支援管理責任者 1以上			

3 2に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には	□基準を満たして配置して	1 上記に同じ	
医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児 5 人以上	いる		
に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置いているか。	□基準を満たして配置して		
(条例第5条第2項、省令第4条第2項)	いない		
※心理指導担当職員			
学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学			
科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術			
を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する認められる者でなければならない。			
(条例第5条第3項、省令第4条第3項)			
4 2 (嘱託医を除く) 及び3に規定する従業者は、専ら当該施設の職務に従事するものとなっているか。	□基準を満たして配置して	1 上記に同じ	
ただし、障害児の支援に支障がない場合は、2四の栄養士及び2五の調理員については、併せて設置す	いる		
る他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	□基準を満たして配置して		
(条例第5条第4項、省令第5条第4項)	いたい		

第3 設備に関する基準

主眼事項	着眼点(根拠法令等)	自主点検結果	確認書類	確認結果
1 設備	1 居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けているか。	□設けている	1 平面図 (現地確認)	
	ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として知的障害のあ	□設けていない	2 運営規程、重要事項	
	る児童を入所させるものにあっては医務室を、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所		説明書	
	施設であって主として盲ろうあ児を入所させるものにあっては医務室及び静養室を設けないことがで			
	きる。			
	(条例第6条第1項、省令第5条第1項)			
	2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、1に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入	□設けている	1 平面図 (現地確認)	
	所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けているか。	□設けていない	2 運営規程、重要事項	
	一 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設		説明書	
	入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備(以下この項において「職業指			
	導に必要な設備」という。)			
	二 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設			
	遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表			
	示等身体の機能の不自由を助ける設備			
	三 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設			
	遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備			
	四 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設			
	訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備			
	(条例第6条第2項、省令第5条第2項)			
	3 1の居室の基準は、次のとおりとなっているか。 (条例第6条第3項、省令第5条第3項)	□基準どおりになっている	1 平面図 (現地確認)	
	一 一の居室の定員は、4人以下とすること。	□基準どおりになっていな	2 運営規程、重要事項	
	二 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。	V	説明書	
	三 前2号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は			
	3. 3平方メートル以上とすること。			
	四 入所している障害児の年齢等に応じ,男子と女子の居室を別にすること。			
	※平成23年6月17日において現に存する旧指定知的障害児施設等(知的障害児施設又は盲ろうあ児施			
	設であるものに限る。)であって、新法による指定を受けたものとみなされたもの(同日以後に増築さ			
	れ、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については次のとおりとする。			

(条例/时則第2条、省令/时則第2条)			
一 一の居室の定員は、15人以下とすること。			
二 障害児1人当たりの床面積は、3.3平方メートル以上とすること。			
三 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。			
4 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、その階段の傾斜	□基準どおりになっている	1 平面図 (現地確認)	
を緩やかなものとしているか。	□基準どおりになっていな	2 運営規程、重要事項	
(条例第6条第4項、省令第5条第4項)	V	説明書	
5 1及び2に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものとなっているか。	□基準どおりになっている	1 平面図 (現地確認)	
ただし、障害児の支援に支障がない場合は、1及び2に規定する設備(居室を除く。)については、併せ	□基準どおりになっていな	2 運営規程、重要事項	
て設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。	V	説明書	
(条例第6条第5項、省令第5条第5項)			

第4 運営に関する基準

主眼事項	着眼点(根拠法令等)	自主点検結果	確認書類	確認結果
1 内容及び手	(1) 入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った入所給	□適切に行っている	1 運営規程	
続の説明及び	付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、	口適切に行っていない	2 重要事項説明書及び	
同意	当該利用申込者に対し、条例第35条の運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサー		同意書	
	ビスの選択に資すると認められる重要事項を記した書面を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提		3 パンフレット	
	供の開始について書面により当該利用申込者の同意を得ているか。		4 契約書	
	(条例第7条第1項、省令第6条第1項)			
	※ サービスの選択に必要な重要事項			
	① 運営規程の概要			
	② 従業者の勤務体制			
	③ 事故発生時の対応			
	④ 苦情解決の体制 等			
	※ 同意は、利用申込者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認するのが望ましい。			
	※ 運営規程と重要事項説明書の不一致に注意すること。			
	(2) 社会福祉法第77条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の	□交付している	1 契約書	
	特性に応じた適切な配慮をしているか。 (条例第7条第2項、省令第6条第2項)	口交付していない	2 重要事項説明書	
	※ 利用契約の成立時の書面に記載する事項(社会福祉法第77条第1項)			
	① 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地			
	② 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容			
	③ 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項			
	④ 福祉サービスの提供開始年月日			
	⑤ 福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口			
2 提供拒否の	正当な理由なく、サービスの提供を拒んでいないか。	□拒んでいない	1 拒んでいる場合は、	
禁止	(条例第8条、省令第7条)	□拒んでいる	その理由の詳細を確	
	※ 正当な理由がある場合・拒んでいる場合の理由	「拒んでいる場合の理由 T	認	
	1 利用定員を超える利用申込みがあった場合			
	2 入院治療の必要がある場合			
	3 当該施設が提供する指定入所支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に			
	対し自ら適切な支援を提供することが困難な場合等	L		

3 あっせん、	サービス利用について、都道府県(政令指定都市及び児童相談所設置市)が行うあっせん、調整及び要請	□協力している	1 あっせん、調整及び	
調整及び要請	に、できる限り協力しているか。	□協力していない	要請に関する記録等	
に対する協力	(条例第9条、省令第8条)			
4 サービス提	利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な	□必要な措置を講じている	1 相談記録	
供困難時の対	便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じてい	□必要な措置を講じていな	2 連絡調整及び紹介に	
応	るか。	V	関する記録等	
	(条例第10条、省令第9条)	□該当なし		
5 受給資格の	サービスの提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決	□確かめている	1 受給者証(写)	
確認	定の有無、給付決定期間等を確かめているか。	□確かめていない		
	(条例第11条、省令第10条)			
	※ 受給者証の更新の都度、同意を得てコピーし、保存することが望ましい。原本を保管しないこと。			
6 障害児入所	(1) 入所給付決定を受けていない者から利用申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに	□行っている	1 相談記録等	
給付費の支給	障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	口行っていない		
の申請に係る	(条例第12条第1項、省令第11条第1項)	□該当なし		
援助	(2) 給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、入所給付決定に通常要すべき標	□行っている	1 相談記録等	
	準的な期間を考慮し、必要な援助(申請勧奨等)を行っているか。	口行っていない		
	(条例第12条第2項、省令第11条第2項)			
7 心身の状況	サービスの提供に当たり、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉	□努めている	1 心身状況等に関する	
等の把握	サービスの利用状況等の把握に努めているか。 (条例第13条、省令第12条)	□努めていない	課題分析結果	
8 居住地の変	入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合にあっては、速やかに当該入所給付決定保護者の居	□行っている	1 連絡調整に関する記	
更が見込まれ	住地の都道府県に連絡しているか。	口行っていない	録等	
る者への対応	(条例第14条第1項、省令第13条第1項)	□該当なし		
9 入退所の記	(1) 入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の	□記載している	1 受給者証(写)	
録の記載等	必要な事項(「入所受給者証記載事項」という。)を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載し	□記載していない		
	ているか。 (条例第15条第1項、省令第14条第1項)			
	(2) 入所受給者証記載事項を遅滞なく知事に対し報告しているか。	□報告している	1 サービス提供記録	
	(条例第15条第2項、省令第14条第2項)	□報告していない	2 連絡調整に関する記	
			録等	
	(3) 入所している障害児の数の変動が見込まれる場合にあっては、速やかに知事に報告しなければなら	□報告している	1 サービス提供記録	
	tall	□報告していない	2 連絡調整に関する記	
	(条例第15条第3項、省令第14条第3項)		録等	

10 サービスの	(1) サービスを提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。	□記録している	1 サービス提供記録
提供の記録	(条例第16条第1項、省令第15条第1項)	□記録していない	2 サービス提供実績記
IVED (1. > HERSA)	※ サービス提供記録に必要な事項		録票
	① 指定入所支援の提供日		2441
	② 提供したサービスの具体的内容		
	③ 利用者負担額等に係る必要な事項		
	(2) サービス提供の記録に際し入所給付決定保護者からサービスを提供した旨の確認を受けているか。	□受けている	1 サービス提供記録
	(条例第16条第2項、省令第15条第2項)	□受けていない	2 サービス提供実績記
			録票
11 入所給付決	(1) 入所給付決定保護者に対して支払を求めることができる金銭は、当該金銭の使途が直接入所給付決	□限られている	1 契約書、重要事項説
定保護者に求	定に係る障害児の便益を向上させるものであって、入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であ	口限られていない	明書
めることがで	るものに限られているか。 (条例第17条第1項、省令第16条第1項)	□該当なし	2 費用に関する請求書
きる金銭の支	※曖昧な名目による徴収や各利用者から一律に徴収することは認められない。		(控)・領収書(控)
払の範囲等			
	(2) 金銭の支払を求める際は、書面により当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支	□同意を得ている	1 契約書、重要事項説
	払を求める理由について明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、書面により	□同意を得ていない	明書
	その同意を得なければならない。(ただし、 12 の(1)から(3)についてはこの限りではない。)	□該当なし	2 同意書(又は同意が
	(条例第17条第2項、省令第16条第2項)		客観的に確認できる
			もの)
			3 費用に関する請求書
			(控)・領収書(控)
12 入所利用者	(1) 指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額	□受領している	1 請求書 (控)・領収証
負担額の受領	の支払を受けているか。(負担額が生じる場合は必ず受領すること。)	□受領していない	(控)
	(条例第18条第1項、省令第17条第1項)	□該当なし	2 受給者証(控)、利用
			者負担に関する台帳
	(2) 法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援	□受領している	1 請求書 (控)・領収証
	に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けているか。	□受領していない	(控)
	(条例第18条第2項、省令第17条第2項)	□該当なし	
	※法定代理受領を行っていない場合は、その理由を確認すること。		

10 7 = 111111 + 1	(の) (1) 1778 (の) の(7) 相供) と(定点) (電 トス 井田 のごと いして担い (7 井田 の)をの土む ときご(小) し		1 tn// +
12 入所利用者	(3)(1)及び(2)のほか、提供した便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を入所給付		1 契約書、重要事項説
負担額の受領	決定保護者から受けているか。 (条例第18条第3項、省令第17条第3項)	□支払を受けていない	明書
	一 食事の提供に要する費用及び光熱水費	□該当なし	2 運営規程
	二日用品費		3 請求書(控)・領収証
	三 前二号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活		(控)
	においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当		
	と認められるもの		
	① 障害児及び通所給付決定保護者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事		
	業者又は施設が提供する場合に係る費用(例:歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)		
	② 障害児及び通所給付決定保護者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事		
	業者又は施設が提供する場合に係る費用(例:クラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用		
	等)		
	の支払を受けることとし、障害児入所給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖		
	味な名目による費用の支払いを受けることは認められない。		
	※ 食事の提供に要する費用(食費)について		
	食費については、実費相当額(契約に基づく額)を徴収できる。		
	なお、具体的な取扱いについては、「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関す		
	る指針(平 24 厚労告 231)」を参照すること。		
	※ お世話料、管理協力費等のあやふやな名目による費用の徴収や、全ての利用者に対して一律に提供		
	し、全ての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。		
	なお、具体的な取扱いについては、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要す		
	る費用の取扱いについて(平 24 障発 0330 第 31 号)」を参照すること。		
	(4)(1)から(3)の費用の額の支払を受けた場合は、入所給付決定保護者に対して当該費用に係る領	□交付している	1 領収証 (控)
	収証を交付しているか。	□交付していない	
	(条例第18条第4項、省令第17条第5項)	□該当なし	
	(5)(3)のサービス提供に当たり、通所給付決定保護者に対しあらかじめ当該便宜の内容及び費用に	□同意を得ている	1 契約書、重要事項説
	ついて説明し、同意を得ているか。	□同意を得ていない	明書
	(条例第18条第5項、省令第17条第6項)		2 同意書(同意が客観
			的に確認できるもの
			等)
		l	··

13 入所利用者	(1) 入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及	□適正に管理している	1 上限額管理依頼書
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		□適正に管理していない	
負担額に係る	び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入		2 上限額管理関係書類
管理	所利用者負担額の合計額を算定しているか。 (条例第19条、省令第18条)	□該当なし	3 受給者証
	(2) これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を知事に報告するとともに、当	□報告等をしている	1 利用者負担上限額管
	該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しているか。	□報告等をしていない	理結果票
	(条例第19条、省令第18条)	□該当なし	
14 障害児入所	(1) 法定代理受領により障害児入所給付費の支給をうけた場合は、入所給付決定保護者に対し、その額	□通知している	1 通知書控
給付費の額に	を通知しているか。 (条例第20条第1項、省令第19条第1項)	□通知していない	
係る通知等	(2) 入所給付決定保護者から法定代理受領を行わないサービスの費用の額の支払を受けた場合は、サー	□交付している	1 サービス提供証明書
	ビスの内容、費用の額その他(利用者が都道府県に障害児通所給付費の請求をする上で)必要と認めら	口交付していない	控
	れる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しているか。	□該当なし	
	(条例第20条第2項、省令第19条第2項)		
	※法定代理受領を行っていない場合は、その理由を確認すること。		
15 指定入所支	取扱方針は次に掲げるところとなっているか。 (条例第21条、省令第20条)	□取扱方針は左記の基本方	1 運営規程、重要事項
援の取扱方針		針に沿ったものとなって	説明書、パンフレット
	①施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、	いる	2 入所支援計画書、サ
	指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮したものとなっているか。	□取扱方針は左記の基本方	ービス提供記録
	②従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、	針に沿ったものとなって	3 心身状況等に関する
	支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	いない	課題分析結果
	③施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。		4 各種会議録
			5 サービス提供の評価
			結果
16 指定入所支	(1) 管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。	□担当させている	1 入所支援計画書
援計画の作成	(条例第22条第1項、省令第21条第1項)	□担当させていない	2 計画作成に関する会
			議録
	(2) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児につい	□適切に行っている	1 アセスメント等の記
	て、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保	□適切に行っていない	録
	護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、障害児の		2 計画作成に関する会
	発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。		議録
	(条例第22条第2項、省令第21条第2項)		

(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児と	□適切に行っている	1 アセスメント等の記
の面接を行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該入所給付決	□適切に行っていない	録
定保護者及び当該障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。		
(条例第22条第3項、省令第21条第3項)		
(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者	□適切に行っている	1 入所支援計画書
及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を	□適切に行っていない	2 計画作成に関する会
向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必		議録
要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しているか。		
(条例第22条第4項、省令第21条第4項)		
(5) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提	□適切に行っている	1 計画作成に関する会
供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、前項の入所支援計画の原案について意見を求めてい	□適切に行っていない	議録
るか。 (条例第22条第5項、省令第21条第5項)		
(6) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に	□同意を得ている	1 同意書(又は同意が
対し、当該入所支援計画について説明を行い、書面によりその同意を得ているか。	□同意を得ていない	客観的に確認できる
(条例第22条第6項、省令第21条第6項)		もの)
		2 入所支援計画書
(7) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保	□交付している	
護者に交付しなければならない。 (条例第22条第7項、省令第21条第7項)	□交付していない	
(8) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握(障害児につ	□適切に行っている	1 入所支援計画書
いての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について	□適切に行っていない	2 計画作成に関する会
解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入		議録
所支援計画の変更を行っているか。 (条例第22条第8項、省令第21条第8項)		3 モニタリングの記録
(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、入所給付決定保護者に対し継続的	□適切に行っている	1 入所支援計画書
に連絡を行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。	□適切に行っていない	2 モニタリングの記録
(条例第22条第9項、省令第21条第9項)		
① 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。		
② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。		
(10) 入所支援計画に変更のあった場合、(2) から (7) に準じて取り扱っているか。	□適切に行っている	1 入所支援計画書
(条例第22条第10項、省令第21条第10項)	□適切に行っていない	2 計画作成に関する会
		議録
		3 モニタリングの記録

17 児童発達支	児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成のほか、次に掲げる業務を行っているか。	□適切に行っている	1 サービス提供記録
援管理責任者	(条例第23条、省令第22条)	□適切に行っていない	2 各種会議録、研修記
の責務	①18の検討及び必要な援助並びに19の相談及び援助を行うこと。		録
	②他の従業者に対して、指定入所支援の提供に係る技術的指導及び助言を行うこと。		
18 検討等	障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、指定障害福祉サービスその他の保健医療サ	□適切に行っている	1 サービス提供記録
	ービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができる	□適切に行っていない	2 各種会議録、研修記
	よう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、		録
	入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行っているか。		
	(条例第24条、省令第23条)		
19 相談・援助	常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、そ	□適切に行っている	1 サービス提供記録
	の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	□適切に行っていない	2 相談記録等
	(条例第25条、省令第24条)		
20 指導・訓練	(1) 障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をも	□適切に行っている	1 入所支援計画書
	って指導、訓練等を行っているか。 (条例第26条第1項、省令第25条第1項)	□適切に行っていない	2 サービス提供記録
	(2) 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あ	□適切に行っている	1 入所支援計画書
	らゆる機会を通じて生活指導を行っているか。 (条例第26条第2項、省令第25条第2項)	□適切に行っていない	2 サービス提供記録
	(3) 障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指	□適切に行っている	1 入所支援計画書
	導、訓練等を行っているか。 (条例第26条第3項、省令第25条第3項)	□適切に行っていない	2 サービス提供記録
	(4) 常時1人以上の従事者を指導、訓練等に従事させているか。	□適切に行っている	1 入所支援計画書
	(条例第26条第4項、省令第25条第4項)	口適切に行っていない	2 サービス提供記録
			3 勤務計画表
			4 勤務実績記録
			5 タイムカード
			6 賃金台帳
	(5) 障害児に対して、入所給付決定保護者の負担により、当該施設の従業者以外の者による指導、訓練	□受けさせていない	1 勤務実績記録
	等を受けさせていないか。 (条例第26条第5項、省令第25条第5項)	□受けさせている	
21 食事	(1) 食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量		1 献立表等関係帳簿
	を含有するものとし、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮	□適切に行っていない	2 委託契約書(外部委
	したものとなっているか。		託の場合)
	(条例第27条第1項、省令第26条第1項、2項)		

21 食事	<県条例関係>	□配慮している	1 献立表等
	【地産地消について】	□配慮していない	2 給食会議録
	食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等		3 地産地消への取組方
	に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を図っているか。 (条例第27条第2項)		針
	(3) あらかじめ作成された献立に従って調理を行っているか。	□行っている	1 献立表等関係帳簿
	(条例第27条第3項、省令第26条第3項)	口行っていない	
	(4) 障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	□努めている	1 献立表等関係帳簿
	(条例第27条第4項、省令第26条第4項)	□努めていない	
22 社会生活上	(1) 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。	□適切に行っている	1 行事に関する記録
の便宜の供与	(省令第27条第1項)	□適切に行っていない	2 利用者アンケート等
等	<県条例関係>		
	教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供		
	するよう努めているか。 (条例第28条第1項)		
	【社会生活への配慮について】		
	充実した日常生活につながるよう、利用者の要望を考慮し、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽		
	に係る活動の機会を提供するよう努めているか。		
	(2) 障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が	□行っている	1 サービス提供記録
	行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行っているか。	口行っていない	2 相談記録等
	(条例第28条第2項、省令第27条第2項)	□該当なし	
	(3) 常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努	□適切に努めている	1 入所支援計画書
	めているか。	□適切に努めていない	2 サービス提供記録
	(条例第28条第3項、省令第27条第3項)		3 家族との連携の記録
23 健康管理	(1) 常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、定期健	□適切に行っている	1 健康チェック記録
	康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っているか。	□適切に行っていない	2 健康診断結果表
	この場合において、定期健康診断は、少なくとも一年に二回は行うものとする。		
	(条例第29条第1項、省令第28条第1項)		

23 健康管理	(2) 施設は、(1) の規定にかかわらず、次の表のな	立欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該	□適切に把握している	1 健康診断結果表
	健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の	の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄	□適切に把握していない	
	に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないこと	ができる。	□該当なし	
	この場合において、事業者はそれぞれ同表の左	闌に健康診断の結果を把握しているか。		
	児童相談所等における障害児の入所前の健康診	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康		
	断	診断		
	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断		
		(条例第29条第2項、省令第28条第2項)		
	(3) 従業者の健康診断に当たっては、特に入所して	ている者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払	□適切に行っている	1 健康診断結果表
	って行っているか。	(条例第29条第3項、省令第28条第3項)	□適切に行っていない	
24 緊急時等の	従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているとき	なに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場	□必要な措置を講じている	1 緊急時対応マニュア
対応	合は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措	置を講じているか。(条例第30条、省令第29条)	□必要な措置を講じていな	ル
	※職員会議、掲示板等の方法によりあらかじめ従業者	fに対し、緊急時の対応方法に関して周知を図ること。	V	2 職員への周知に関す
			□該当なし	る資料等
				3 緊急対応時の記録
	病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって	て、入院後おおむね三月以内に退院することが見込ま	□適切に行っている	1 入所支援計画書
院期間中の取	れるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所		□適切に行っていない	2 サービス提供記録
扱い	な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある	る場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所	□該当なし	
	施設に円滑に入所することができるようにしている	2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
26 給付金とし		序児入所施設の設置者が障害児に係る厚生労働大臣が	□適切に行っている	1 金銭管理に係る記録
て支払を受け		給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところ	□適切に行っていない	等
た金銭の管理	により管理しているか。	(条例第32条、省令第31条)	□該当なし	
		もの(これらの運用により生じた収益を含む。以下こ		
	の条において「障害児に係る金銭」という。)を			
	二 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従	•		
	三 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにす	•		
	四 当該障害児が退所した場合には、速やかに、			1 N∀ kuu ±skiitr
27 入所給付決	,	Eな行為によって障害児人所給付費の支給を受け、又	□通知している	1 通知書控
定保護者に関	は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して、		□通知していない	
する通知		(条例第33条、省令第32条)	□該当なし	

28 管理者によ	(1) 施設は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。	□適切に行っている	1 組織体制図
る管理等	ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他	□適切に行っていない	2 職務分担表
の目を五分	の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させること		3 業務日誌等
			4 職員会議録
	ができる。		4 収貝云部域
	ツ、 甘海等99条第1項は、 化学短知画際実用1部体記の際理業は登場でも りょかつ 原則は1 で事ご		
	※ 基準第33条第1項は、指定福祉型障害児入所施設の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら		
	当該指定福祉型障害児人所施設の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当		
	該指定福祉型障害児入所施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるもの		
	とする。(平24 障発 0330 第 13 第三の 3 (28))		
	(I) 当該指定福祉型障害児施設の従業者としての職務に従事する場合		
	(II) 当該指定福祉型障害児入所施設と同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者		
	としての職務に従事する場合であって、特に当該指定福祉型障害児入所施設の管理業務に支		
	障がないと認められる場合		
	(2) 管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っ	□適切に行っている	1 組織体制図
	ているか。	□適切に行っていない	2 職務分担表
	(条例第34条第2項、省令第33条第2項)		3 業務日誌等
	※ 同条第2項は、指定福祉型障害児入所施設の管理者の責務として、当該指定福祉型障害児入所施		
	設の従業者の管理及び当該施設の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定		
	福祉型障害児入所施設の従業者に基準第2章第3節(運営に関する基準)を遵守させるため必要な		
	指揮命令を行うこととしたものである。 (平 24 障発 0330 第 13 第三の 3 (28))		
	(3) 管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮	□適切に行っている	1 組織体制図
	命令を行っているか。	□適切に行っていない	2 職務分担表
	(条例第34条第3項、省令第33条第3項)		3 業務日誌等
29 運営規程	次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。	□適切に定めている	1 運営規程
	(条例第35条、省令第34条)	□適切に定められていない	2 契約書、重要事項説
	① 目的及び運営の方針		明書
	② 従業者の職種、員数及び職務の内容		
	③ 入所定員		
	※ 入所定員は、施設において同時に指定入所支援の提供を受けることができる入所者の数の上限をい		
	うものであること。(平24 障発 0330 第13 第三の3(29))		
	2 2 2 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	1	

29 運営規程	④ 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額	適切に定められていない内	
20 连百州主	※ 「指定入所支援の内容」については、指導、訓練はもとより、行事及び日課等のサービスの内容を	容	
	指すものであること。また、「入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは、基準	谷	
	第17条第3項第1号により支払を受けることが認められている費用の種類及びその額を指すもので		
	ある。(平24 障発 0330 第 13 号第三の 3 (29))		
	(5) 施設の利用に当たっての留意事項		
	⑤ 旭畝の利用に当たっての留息事項 ※ 障害児が指定入所支援の提供を受ける際に、障害児及び入所給付決定保護者が留意すべき事項(入		
	※ 障害光が何足へ引叉抜り促供を支げる際に、障害光及び入り結り伏足休護有が留息りへき事項(人 所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。		
	が生活上のルール、設備の利用上の留息事項等がを指すものであること。 (平 24 障発 0330 第 13 号第三の 3 (29))		
	(千 24 障死 0530 第 15 万第三の 5 (23)) (6) 緊急時等における対応方法		
	の 楽心呼音にわける利心が伝 (7) 非常災害対策		
	① チャਜ਼灰音メマス ※ 省令第37条(条例第38条)に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指すものであること。		
	※ 省市第3(未未判束38米に規定りる非常及告対束に関りる共体が計画を指りものであること。 (平 24 障発 0330 第 12 号第三の 3 (29))		
	(十24 年 20 50 第 12 5 第 三 0 5 (29)) (8) 主として入所させる隨害児の隨害の種類		
		金田東西部田書の井、ビュ	
	※ 障害種別にかかわらず障害児を受け入れることを基本とするが、指定入所支援の提供に当たっては、		I
	障害児の障害の特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供する支援の専門性を	提供の実態と整合していない内容	
	確保するため、あらかじめ、主として入所させる障害児の種類を定めること。なお、当該対象以外の		
	者からサービス利用の申込みがあった場合、当該障害児に対し指定入所支援の提供に支障がない場合は、中ではないに対し、日本では、1970年では、1980年で、1980年に、198		
	合は、応諾義務が課せられるものである。(平 24 障発 0330 第 13 号第三の 3 (29))		
	⑨ 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項※「持续の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項		
	※「虐待の防止のための措置」については、「障害者(児)施設における虐待の防止について」(H17.10.20		I
	当職通知)により、施設における虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応に		
	ついて、地方自治体に向け技術的助言を行っているところであるが、より実効性を担保する観点か		
	ら、指定福祉型障害児入所施設においても、障害児に対する虐待を、早期に発見して迅速かつ適切な		I
	対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具		I
	体的には、		
	ア 虐待防止に関する責任者の設置		
	イ 苦情解決体制の整備		
	ウ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施(研修方法や研修計画など)		
	エ 基準第42条第2項第1号の虐待防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること		

等を指すものであること。 (平 24 障発 0330 第 13 号第三の 3 (29))

29 運営規程	⑩ その他施設の運営に関する重要事項			
	※ 苦情解決の体制等施設の運営に関する事項を定めておくこと。			
	< 県条例関係>			
	「虐待防止について」	□定めている		
	○「虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項」を運営規程に定めているか。	□定めていない		
30 勤務体制の	(1) 障害児に対し、適切なサービスが提供できるよう、従業者の勤務体制を定めているか。	□勤務体制を定めている	1 雇用契約書、労働条	
確保等	(条例第36条第1項、省令第35条第1項)	□勤務体制を定めていない	件通知書	
	※ 原則として、月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との		2 事務分担表	
	業務関係等を明確にすること。 (平24 障発 0330 第13 号第三の 3(30))		3 勤務計画表	
	(2) 施設の従業者によって指定入所支援を提供しているか。	□当該事業所の従業者がサ	1 勤務計画表	
	ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	ービス提供を行っている	2 雇用契約書、労働条	
	(条例第36条第2項、省令第35条第2項	□第三者への委託等がある	件通知書	
	※ ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等も可能。	→外部委託をしている場合	3 勤務実績記録	
	(平 24 障発 0330 第 13 号第三の 3 (30))	□委託業務が適切である	4 タイムカード	
		□委託業務が適切でない	5 賃金台帳	
			6 委託契約書	
	(3) 施設は、従業者の資質の向上のためにその研修の機会を確保しているか。	□適切に行っている	1 研修計画	
	(条例第36条第3項、省令第35条第3項)	□適切に行っていない	2 研修記録	
	(4) 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、現場において行われる性的な言動又は優越	□必要な措置を講じている	1 ハラスメントの防	
	的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が	□必要な措置を講じていな	止のための指針	
	害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 (各層第26条第2項 化合第25条第2項)	V	2 講じている措置(対	
	(条例第36条第3項、省令第35条第3項) ※ セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるもの		応)の確認	
	も含まれる。			
	※ 障害児による従業者に対する問題行動については、従業者の就業環境が害されることを防止する			
	ため、従業者からの相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等を講			
	じることが望ましい。さらに、障害児の問題行動が逓減し、障害児の心身が健やかに成長・発育等 するよう支援をしていく音が必要であることに留意すること。			
	9 るよう文表をしていて自か必要であることに留息すること。 ※ 事業者が講ずべき措置の具体的内容			
	事業者が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関し			
	て雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平18厚告615)及び事業主が職場における優越的な			
	関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令2厚			
	告5。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているが、以下の内容に特に留			
	意すること。			

	① 事業者の方針等の明確化及びその内容の周知・啓発			
	② 相談 (苦情を含む) に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備			
	※ 事業者が講じることが望ましい取り組みの例 (パワーハラスメント指針)			
	① 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備			
	② 被害者への配慮のための取組			
	③ 被害防止のための取組 (平24 障発 0330 第13 号第三の 3 (30))			
31 業務継続計	(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施す	□必要な措置を講ずるよう		
	るための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策	努めている		
画の策定等	定し、当該業務総続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めているか。	□必要な措置を講ずるよう		
	(条例第36条の2第1項、省令第35条の2第1項)	努めていない		
	(木例第30米0/2第14)	300 CV 13V		
	ツ			
	※ 業務継続計画には以下の項目を記載すること(平 24 障発 0330 第 13 号第三の 3 (31))			
	① 感染症に係る業務継続計画			
	ア 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) イ 初動対応			
	ウ 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)			
	ク			
	② 火音にはる未粉が配回 ア 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の 対策、			
	び要品の備蓄等) 必要品の備蓄等)			
	イの緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)			
	ウ 他施設及び地域との連携			
	ク 1回旭以及び地域とvの連携			
	(2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的	□実施するよう努めている	1 会議記録	
	(年1回以上) に実施するよう努めているか。	□実施するよう努めていな	2 研修及び訓練計画、	
	(条例第36条の2第2項、省令第35条の2第2項	い い	実施記録	
	(本例为30本の2为2項、自1分30本の2分2項	•)Cheresa	
	※ 研修については、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実			
	然 が形については、足が印(午1回と上)な教育を開催することがに、利が成れ中でにはかに切形を失 施することが望ましい。また、研修の内容についても記録すること。			
	他することが主よしい。 よた、切形がわれて グ・くも山脈すること。			
	※ 訓練については、業務継続計画に基づき定期的(年1回以上)に実施するものとする。			
	※ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	※ 研修及び訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施			
	することも差し支えない。			
	(平24 障発 0330 第 13 号第三の 3(31))			
	(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努	□行うよう努めている		
	めているか。	□行うよう努めていない	2 会議記録	
	(条例第36条の2第3項、省令第35条の2第3項)			
	(本門坊の日本の2坊の頃、自中労の3大の25方)			

32 定員の遵守	入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはいないか。	□利用定員を超えていない	1 業務日誌
0= 705(15,00)	ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	□利用定員を超えている	2 サービス提供記録等
	(条例第37条、省令第36条)	→□適正なサービス提供が	
	ONDAY OF THE BUSINESS OF THE PROPERTY OF THE P	行われている	月間の利用者数が確
	※次に該当する入所定員を超えた受入については、適正なサービス提供が確保されることを前提とし、地		
	域の社会資源の状況等から新規の障害児を受け入れる必要がある等やむを得ない事由が存する場合に	行われていない	
	限り、可能である。(平 24 障発 0330 第 13 号第三の 3 (32))		
		→□1日当たりの利用者数	
	① 1日当たりの障害児の数が次のいずれかに該当する場合	が受入者数の範囲内を	
	ア 入所定員が50人以下の場合	超えている	
	1日の障害児の数(措置児童を含む。以下同じ。)が「入所定員×110/100」以下	□1日当たりの利用者数	
	イ 利用定員が 51 人以上の場合	が受入者数の範囲内で	
	1日の障害児の数が「(入所定員-50) ×5/100+5」以下	ある	
	② 過去3月間の障害児の数	→□過去3月間の利用者数	
	直近の過去3月間の障害児の延べ数が、「入所定員×開所日数×105/100」以下	が受入者数の範囲内で	
		ある	
		□過去3月間の利用者数	
		が受入者数の範囲を超	
		えている	
33 非常災害対	【防災・非常災害対策について】非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携		
策	体制の 整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、非常災害時には、援護が必要と		
	なった者への支援協力を求めたものである。		
	(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	□設けている	1 消火設備等
	(条例第38条第1項、省令第37条第1項)	□設けていない	2 点検記録
			3 現地確認
	(2) 利用者(入所者)の障害の状態及び地域の自然的、社会的条件を踏まえ、想定される災害の種類ご	□策定している	1 非常災害対応等の計
	とに、その規模及び想定される被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的な計画を策定して	□策定していない	画
	いるか。 (条例第38条第2項、省令第37条第1項)		
	<県条例関係>下線部分(非常災害対策について以下同じ)		

33 非常災害対	(3) 非常災害時には、地域の消防機関等への通報及び関係者との連絡体制を整備し、全ての従業者がそ	□整備・周知している	1 災害時通報連絡網
策	の内容を熟知できるよう周知しているか。(条例第38条第2項、省令第37条第1項)	□整備・周知していない	2 関係機関通報リスト
	VALUE WAR CO. D.S. AND CANDO C		3 職員会議録
	(4) 前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期	□適切に行っている	1 訓練実施記録
	的に行っているか。 (条例第38条第3項、省令第37条第2項)	□適切に行っていない	1 的原来人们已经来
	※児童発達支援センターについては、少なくとも毎月1回行わなければならない。(児童福祉法に基づ	□阿砂(に11.2 く 4.44.	
	く児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年岡山県条例第47号)第6条第4		
	「「大人工工工工」」(1) 1) 1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	(5) 非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、障害	□努めている	1 協力機関リスト
		□努めていない	1 励力機関リスト 2 関係機関との協議記
	福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び	一 口劣の ていない	
	協力を行うための体制の整備に努めるとともに、(4)の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が個ないストランを持ているよう。		録
	得られるよう連携に努めているか。 (条例第38条第4項)		
	(6) 非常災害時には、地域の障害者、乳幼児、高齢者等特に配慮を要する者を受け入れる等の支援に努	□配慮している	1 非常災害対応等の計
this it has a related	<u>めているか。</u> (条例第38条第5項)	□配慮していない	画等
34 衛生管理等	(1) 障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置	□必要な管理を行っている	1 講じている措置(対
	を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	□必要な管理を行っていな	応)の確認
	(条例第39条第1項、省令第38条第1項)	<i>\ \ \</i>	2 衛生管理マニュアル
	※ 施設は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に従業者が感染源となる		3 インフルエンザ対応
	ことを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋		マニュアル等
	等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じることを規定したものであり、このほか		
	次の点に留意するものとする。 (平 24 障発 0330 第 13 号第三の 3(34))		
	① 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助		
	言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。		
	② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その		
	発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これにも基		
	づき適正な措置を講じること。		
	③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。		
	(3) 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるよう努めている	□必要な措置を講ずるよう	1 委員会に関する書
	力。 (久阿笠?0久笠1百 少入笠?0久笠1百)	努めている ロッ亜な世界な謙太される	類の成功庁の子はみび
	(条例第39条第1項、省令第38条第1項)	□必要な措置を講ずるよう努めていない	2 感染症の予防及び まん延の防止のため
		73.02 (4 ,94	の指針
		•	· ·

34 衛生管理等	 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ※ 感染対策の知識を有するものを含む、幅広い職種により構成し、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。専任の感染対策担当者(看護師であることが望ましい。)を決めておくことが必要。委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 ② 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 ※ 研修については、定期的(年2回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には必ず研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録すること。 ※ 訓練については、年2回以上行うことが必要である。 		3 研修及び訓練計画、実施記録	
	(3) 障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきしているか。	□適切に行っている	1 入所支援計画書	
	(条例第39条第3項、省令第38条第3項)	□適切に行っていない	2 サービス提供記録	
35 協力医療機	(1) 障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	□協力医療機関を定めてい	1 契約書	
関等	(条例第40条第1項、省令第39条第1項)	る		
	※ 協力医療機関は事業所から近距離にあることが望ましい。	□協力医療機関を定めてい		
		ない		
	(2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	□協力歯科医療機関を定め	1 契約書	
	(条例第40条第2項、省令第39条第2項)	ている		
		□協力歯科医療機関を定め		
		ていない		
36 掲示	(1) 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関	□掲示している	1 重要事項の掲示状況	
	その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	□掲示していない	の確認	
	(条例第41条1項、省令第40条1項)			
	(2) 前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲			
	覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。			
	(条例第41条2項、省令第40条2項)			
37 身体拘束等	(1) サービス提供にあたっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得な	口行っていない	1 身体拘束等廃止に向	
の禁止	い場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行って	□行っている (ことがある)	けたマニュアル等	
	はいないか。 (条例第42条第1項、省令第41条第1項)	□該当なし	2 関係記録	

37 身体拘束等	(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急や	□記録している	1 関係記録
の禁止	むを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 (条例第42条第2項、省令第41条第2項)	□記録していない	
		□該当なし	
	(3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。	□措置を講じている	1 委員会に関する書
	(条例第42条第3項、省令第41条第3項)	□措置を講じていない	類
			2 身体拘束等の適正
	① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができ		化のための指針
	る)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。		3 研修及び訓練計画、
	※ 委員会は、施設に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にする		実施記録
	とともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要。構成員には		
	第三者や専門家を活用することが望ましく、法人単位での委員会設置も可能。		
	※ 少なくとも年に1回開催することが望ましいが、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること		
	も差し支えない。 ※ 具体的な対応は、次のようなことが想定されている。		
	※ 具体的な対応は、次のようなことが思定されている。 ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること		
	イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に 従		
	1 使来自は、分体的来等の光生ことにての状化、自身等を記録することもに、アの家式に 使い、身体拘束等について報告すること		
	ウ 委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること		
	エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適 正性		
	と適正化策を検討すること		
	オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること		
	カ 適正化策を講じた後に、その結果について検証すること		
	② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。		
	※ 指針には次のような項目を盛り込むこととする。		
	ア 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方		
	イ 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項		
	ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本事項		
	エ 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針		
	オー身体拘束等発生時の対応に関する基本指針		
	カ 利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針		
	キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針		
	③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。		
	※ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的(年1回以上)な研修を実施するとともに、新規		
	採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の内容につい		
	ても記録すること。		
	※ 他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取		
	り扱う場合でも差し支えない。		

38 虐待等の禁	(1) 障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える	□行っていない	1 虐待防止マニュアル	
止	行為をしていないか。 (条例第43条第1項、省令第42条1項)	□行っている (ことがある)	等	
	※児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為		2 関係記録	
	一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。			
	二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせるこ			
	٤.			
	三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しく			
	は生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等として			
	の養育又は業務を著しく怠ること。			
	四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理			
	的外傷を与える言動を行うこと。			
	(2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。			
	(条例第43条第2項、省令第42条2項) ① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して			
	でいるにあける信何の的にのだめの利求を検討する姿質云(アレビ電話表直寺を活用して 行うことができる)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るこ	 □適切に行っている	 1 委員会に関する書	
	りっことができるがでんがはいる内にかることがで、という個本について、原来自己自己的概念を図ること。	□適切に行っていない	類	
	※ 虐待防止委員会の役割		2 虐待防止のための	
	ア 虐待防止のための計画づくり		指針	
	イ 虐待防止のチェックとモニタリング			
	ウ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討			
	※ 委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当			
	者(必置)を決めておくことが必要。構成員には、利用者やその家族、専門家等も加えることが望			
	ましく、法人単位での委員会設置も可能。			
	※ 少なくとも年に1回開催することが望ましいが、身体拘束等適正化検討委員会と一体的に設置・ 運営することも差し支えない。			
	連貫することも差し文化ない。 ※ 具体的な対応は、次のようなことが想定されている。			
	ア 虐待 (不適切な対応事例を含む) が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整			
	備すること			
	イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待に			
	ついて報告すること			
	ウ 委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること			
	エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりま			
	とめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること			
	オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成たれた 内容を集計、報告し、分析すること			
	内谷を集計、報告し、分析すること カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること			
	// TKP C4 VC TV VX C JV VI MATA C VC 木台 (C)M AHRAS Y ること			

38 虐待等の禁	キ 再発防止策を講じた後に、その結果について検証すること		
此	※ 次のような項目を定めた、「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。		
112	ア 施設における虐待防止に関する基本的な考え方		
	イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項		
	ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針		
	エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針		
	オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針		
	ル 不利用有等に対する当該領軍で列見見に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針		
	② 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。	□適切に行っている	1 研修計画、実施記録
	※ 委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的(年1回以上)な研修を実施するとともに、新		5 3 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の内容につ		
	いても記録すること。		
	③ ①②の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	□担当者を置いている	1 担当者の設置がわ
	ALL M PUBLICS	□担当者を置いていない	かる書類
	<県条例関係>	□協力している	1 関係記録
	(3)(1)の虐待の予防及び早期発見のため、県及び市町村が行う調査に協力しているか。	□協力していない	
	(条例第43条第3項)		
39 懲戒に係る	管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同	□行っていない	1 関係記録
権限の濫用禁	条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときに、身体的苦痛を与	□行っている (ことがある)	
止	え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。 (条例第44条、省令第43条)	□該当なし	
40 秘密保持	(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らし	□適切に配慮している	1 就業規則
	ていないか。 (条例第45条第1項、省令第44条第1項)	□適切に配慮していない	2 採用時の誓約書等
	(2) 施設は、従業者又は管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその	□必要な措置を講じている	1 講じている措置(対
	家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。	□必要な措置を講じていな	応)の確認
	(条例第45条第2項、省令第44条第2項)	V	2 就業規則
	※ 施設に対して、過去に従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た障害児又はその家族の		3 採用時の誓約書等
	秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、従業者等		
	が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密の保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決		
	め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。		
	(平 24 障発 0330 第 13 号第三の 3(40))		
	(3) 指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等	□同意を得ている	1 書面、同意書 (又は同
	に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はそ	□同意を得ていない	意が客観的に確認で
	の家族の同意(包括的な同意で可)を得ているか。 (条例第45条第3項、省令第44条第3項)		きるもの)

41 情報の提供	(1) 入所しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に入所できるように、当該施設が実施する事業の	□努めている	1 パンフレット	
等	内容に関する情報の提供に努めているか。	□努めていない	2 その他情報提供に関	
	(条例第46条第1項、省令第45条第1項)		する資料等	
	(2) 当該施設について広告をする場合、その内容は虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。	□虚偽・誇大な表現はない	1 パンフレット、その	
	(条例第46条第2項、省令第45条第2項)	□虚偽・誇大な表現がある	他広告に関する資料等	
42 利益供与等	(1) 障害児相談支援事業を行う者、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項にお	□供与していない		
の禁止	いて「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害	□供与している		
	児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財			
	産上の利益を供与していないか。 (条例第47条第1項、省令第46条第1項)			
	(2)、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家	□収受していない		
	族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	□収受している		
	(条例第47条第2項、省令第46条第2項)			
43 苦情解決	(1) その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から	□必要な措置を講じている	1 苦情解決処理に関す	
	の苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じて	□必要な措置を講じていな	る規程等	
	いるか。 (条例第48条第1項、省令第47条)	V	2 重要事項説明書	
	※ 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情			
	を解決するための措置を講ずることをいうものである。なお、当該措置の概要については、入所給付			
	決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。(平24			
	障発 0330 第 13 号第三の 3(42))			
	(2)(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	□記録している	1 苦情に関する記録	
	(条例第48条第2項、省令第47条第2項)	□記録していない	2 再発防止のために講	
	※ 苦情に対し施設が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(施設が提供したサービスと	□該当なし	じた措置の記録	
	は関係ないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。また、施設は、			
	苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サ			
	ービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 (平 24 障発 0330 第 13 号第三の 3(42))			
	(3) その提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第1項の規定により知事が行う報告若しくは	□適切に対応している	1 関係書類控	
	帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定福祉型障害児	□適切に対応していない		
	入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じているか。また、障害児又は入所給付決定	□該当なし		
	保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指			
	導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。			
	(条例第48条第3項、省令第47条第3項			

43 苦情解決	(4) 知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を知事等に報告しているか。	□報告している	1 関係書類控	
	(条例第48条第4項、省令第47条第4項)	□報告していない		
		□該当なし		
	(5) 運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査又はあっせんにで	□協力している	1 関係書類控	
	きる限り協力しているか。	□協力していない		
	(条例第48条第5項、省令第47条第5項)	□該当なし		
44 地域との連	(1) 運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めて	□努めている	1 地域交流に関する記	
携等	いるか。	□努めていない	録、ちらし等	
	(条例第49条第1項、省令第48条第1項)		2 行事に関する記録	
45 事故発生時	(1) 障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、当該障害児の家族	□必要な措置を講じている	1 事故対応マニュアル	
の対応	等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。(条例第50条第1項、省令第49条第1項)	□必要な措置を講じていな	2 職員への周知に関す	
		V	る資料等	
	※ 障害児が安心して指定入所支援の提供を受けられるよう、施設は、障害児に対する指定入所支援の		3 損害賠償保険加入証	
	提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県及び当該障害児の家族等に対して連絡を行う		書	
	とともに必要な措置を講じ、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければな		4 重要事項説明書	
	らないこととしたものである。このほか、以下の点に留意するものとする。			
	① 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておく			
	こが望ましいこと。			
	② 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。			
	③ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サ			
	ービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針(平成14年3月28日福			
	祉サービスにおける危機管理に関する研究会)が示されているので、参考にされたい。			
	(平 24 障発 0330 第 13 号第三の 3(44))			
	(2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。	□記録している	1 事故処置に関する記	
	(条例第50条第2項、省令第49条第2項)	□記録していない	録	
		□該当なし	2 再発防止のために講	
			じた措置に関する記	
			録	
			3 関係機関への報告記	
			録	

45 事故発生時	(3) 障害児に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っ	□適切に行っている	1 事故処置に関する記
の対応	ているか。	□適切に行っていない	録
	(条例第50条第3項、省令第49条第3項)	□該当なし	2 損害賠償に関する書
			類
46 会計の区分	施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	□適切に区分している	1 会計に関する書類
	(条例第51条、省令第50条)	□適切に区分していない	
47 記録の整備	(1) 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。	□適切に行っている	1 関係記録
	また、次の記録についてサービスを完結した日から5年間保存しているか。	□適切に行っていない	
	(条例第52条、省令第51条)		
	①入所支援計画		
	② 提供した指定入所支援に係る必要な事項の記録		
	③ 条例第33条の規定(保護者の不正行為等による受給)による知事への通知に係る記録		
	④ 身体拘束等の記録		
	⑤ 苦情の内容等の記録		
	⑥ 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録		

第5 変更の届出等

主眼事項	着眼点(根拠法令等)	自主点検結果	確認書類	確認結果
1 変更の届出	施設の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令	□適正に届け出ている	1 変更届(控)	
等	で定めるところにより、10日以内に知事に届け出ているか。(法第24条の13)	□適正に届け出ていない		
	※厚生労働省令で定めるところ(法施行規則第 25 条の 22)	→□10日以内に届け出て		
	① 施設の名称及び所在地	いない		
	② 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	□届け出ていない		
	③ 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するもの	届け出ていない内容		
	に限る。)			
	④ 医療法第7条の許可を受けた病院であることを証する書類(障害児入所医療を提供する場合に限る)			
	⑤ 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要			
	⑥ 施設の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、経歴及び住所			
	⑦ 運営規程	,		
	⑧ 当該申請に係る事業に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の請求に関する事項	□該当なし		
	⑨ 役員の氏名、生年月日及び住所			
2 指定の辞退	施設は、その指定を辞退する場合は、3月以上の予告期間を設けているか。	□設けている	1 辞退の届出等	
		口設けていない		
		□該当なし		

第6 入所給付費等の算定及び取扱い(基本事項等)

主眼事項	着眼点(根拠法令等)	自主点検結果	確認書類	確認結果
1 基本事項等	(1) サービスに要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第128号の別表「障害児通所給付費単位	□適正に算定している	1 入所給付費明細書及	
(共通事項)	数」により算定する単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	□適正に算定していない	びサービス提供実績	
	(平24厚告123、平24厚告128)		記録票	
	※地域区分 岡山市:7級地、岡山市以外:その他			
	(2) 端数処理は適正に行われているか。	□適正に行われている	1 入所給付費明細書及	
	①単位数算定の際の端数処理	□適正に行われていない	びサービス提供実績	
	加減算が必要となる所定単位数の算定に当たり、小数点以下の端数が生じた場合、その都度四捨五		記録票	
	入し整数値にして計算する。 (平24 障発 0330 第16 第二の1(1)①)			
	例:児童発達支援センター(利用定員 21 人以上30 人以下)			
	・地方公共団体の設置する施設 1,190 単位×965/1000=1,148.35 →1,148 単位			
	・定員超過による減算 1,148 単位×0.70=803.6→804 単位			
	※1,190×965/1000×0.70=803.845 として四捨五入するのではない。			
	②金額換算の際の端数処理			
	算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については、切り			
	捨てる。 (平 24 障発 0330 第 16 第二の 1(1)②)			
	例:前記①の事例で、このサービスを月に22回提供した場合(定員を常に超過している場合、地域			
	区分は2級地)			
	・804 単位×22 回=17,688 単位			
	・17,688 単位×10.99 円/単位=194,391.12 円 →194,391 円			
	(3) 障害児通所支援、指定入所支援、障害福祉サービスとの算定関係については、同一日に複数の障害	□算定していない	1 入所給付費明細書及	
	児通所支援や指定入所支援にかかる報酬を算定していないか(ただし、保育所等訪問支援については他	□算定している	びサービス提供実績	
	の障害児通所支援を同一日に算定することは可能とするが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定す	→特別な事情	記録票	
	ることはできない)。また、同様に、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援又は指定入所支援			
	と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る報酬を算定していないか。(平24 障発 0330 第			
	16 第二の 1(2))			
		□該当なし		
	(4) 定員規模別単価の取扱い基本報酬について、次のいずれかに該当する利用(入所)定員の規模に応じ	□適正に算定している	1 入所給付費明細書及	
	て適正に算定されているか。 (平24 障発 0330 第16 第二の1(4))	□適正に算定していない	びサービス提供実績	

1 基本事項等	① 旧辛珍芳士校 北陽悠悠兴入北。这方 晚中旧150七校 /尼萨斯成中旧150年纪174岁/小古库1888		記録票
	① 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援(医療型障害児入所施設及び指定医療機関		
(共通事項)	を除く。)については、運営規程に定める利用(入所)定員の規模に応じた報酬を算定する。		2 運営規程
	② ①にかかわらず、多機能型事業所(③の適用を受けるものを除く。)については、当該多機能型事業		3 組織体制図
	所等として実施する複数の指定通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とし	多機能型事業所	4 勤務計画表
	た場合の報酬を算定する。	→□該当	5 勤務実績記録
	③ 多機能型事業所のうち、多機能型による従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所に	□非該当	6 タイムカード
	おいては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬		7 賃金台帳
	を算定する。		
2 定員超過利	(1) 定員超過に該当する場合の所定単位数 ((一)又は(二)を確認) 障害児の数が次のいずれかに該当する	□適正に算定している	1 入所給付費明細書及
用減算	場合に、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。	□適正に算定していない	びサービス提供実績
(70%)	(平 24 厚告 123 別表第 1 の 1 の注 2、平 24 厚告 271・一)	□該当なし	記録票
	※ 当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の 100		2 利用実績の確認でき
	分の70 となるものではない。 (平24 障発 0330 第 16 第二の 1(5))		る帳簿書類等
	・障害児入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い	1日当たりの利用実績超過	
	(一) 一日あたりの利用実績による定員超過利用減算の具体的取扱い	→□該当なし	
	ア 入所定員50人以下の場合 一日の障害児の数が利用定員×110/100を超える場合に、当該1	□該当あり	
	日について障害児全員につき減算を行うものとする。	→□減算対象	
	イ 入所定員 5 1 人以上の場合 一日の障害児の数が (定員 - 50) × 5/100 + 5 を超える場合に、当		
	該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。		
	(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い	 過去3月間の利用実績超過	
	直近の過去3月間の障害児の延べ数が、入所定員×開所日数×105/100を超える場合に、当該1		
	月間について障害児全員につき減算を行うものとする。	□該当あり	
	万间にフィーに存音が上点にフさが発を11700万とする。	→□減算対象	
	(一) / (一)) まいして時か日の坐の然かりではよってい、火の①コンと②ごされば よて時か日より/ ノットンツー		
	(三)(一)、(二)における障害児の数の算定に当たっては、次の①又は②に該当する障害児を除くことがで	□減算対象外	
	きる。また、計算の過程において、小数点以下の端数が生ずる場合については、小数点以下を切り上		
	げるものとする。		
	① 災害等やむを得ない事由により受け入れる場合		
	② 就労等により、指定福祉型障害児入所施設を退所した後、離職等やむを得ない事由により再度障害		
	児入所支援の利用を希望する障害児を緊急避難的に受け入れた場合		

2 定員超過利	(六) 知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている事業所等に対しては、その解消を行うよう			
用減算	指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が継続する場合は、特別な理由がある場合を除き、			
(70%)	指定の取消しを検討するものとする。			
	なお、事業所等は減算の対象とはならない定員超過利用の場合であっても、処遇等について十分配			
	慮すること。			
	※減算の対象とはならない範囲で恒常的に定員超過利用をさせている場合は、その理由を確認するとと			
	もに、改善を指導すること。(入所支援については定員増の指導はしない。)			
3 入所支援計	(1) 個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数	□適正に算定している	1 入所給付費明細書及	
画等未作成減	個別支援計画の作成が適切に行われていない場合に、所定単位数に100分の70(又は100分の50)	□適正に算定していない	びサービス提供実績	
算(70%)	を乗じて得た数を算定しているか。 (平24厚告123別表第1の1の注2(2)、平24厚告271・四)	□該当なし	記録票	
(50%)	(一)算定される単位数		2 個別支援計画	
	①減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70			
	②減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50			
	※ ①及び②当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数(児童指導員等配置加算(有資格者			
	を配置した場合)及び訪問支援員特別加算(専門職員が支援を行う場合)を算定している場合にあ			
	っては、当該加算を合算した単位数)とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するも			
	のではない。(平 24 30 障発 0330 第 16 5 第二の 1 (7))			
	例:保育所等訪問支援事業所において、訪問支援員特別加算(専門職員が支援を行う場合)を算定し			
	ている場合			
	・ (988 単位+679 単位)×70/100=1,166.9 →1,167 単位			
	(一) 個別支援計画未作成減算の具体的取扱い			
	次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに			
	該当する障害児につき減算する。			
	① 児童発達支援管理責任者による指揮の下、通所支援計画が作成されていない。			
	② 個別支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。			
	(二) 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画に係る一連の業務の概要			
	① アセスメント、支援内容の検討			
	② 個別支援計画の原案の作成			
	③ サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議の開催			
	④ 個別支援計画の原案の内容について入所給付決定保護者及び障害児への説明、文書による同意、			
	交付			

3 入所支援計	⑤ 個別支援計画の作成後のモニタリング		
画等未作成減	⑥ 個別支援計画の見直し、必要に応じて変更		
算(70%)	※ 個別支援計画の見直しについて		
(50%)	個別支援計画については、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に		
	応じて個別支援計画の変更を行うこと。		
	(三) 知事は当該規定を遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別の事情がある場合		
	を除き、指定の取消しを検討するものとする。		
4 身体拘束廃	身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の場合の所定単位数	□適正に算定している	
止未実施減算	1日につき5単位を所定単位数から減算する。なお、複数の減算事由に該当する場合であっても、1日に	□適正に算定していない	
	つき5単位を所定単位数から減算する。(平24厚告122別表第1の1の注5、平24厚告271・一)	□該当なし	
	①当該減算については、次の (一) から (四) に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合で		
	あって、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基		
	づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月ま		
	での間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。なお、これは、適正なサー		
	ビスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等、指定障害児入所施設及び指		
	定発達支援医療機関は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。		
	なお、都道府県知事は、次に掲げる項目のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行う		
	よう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検		
	討するものとする。		
	(一) 指定通所基準又は児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準		
	(平成24 年厚生省令第16 号。以下「指定入所基準」という。)の規定に基づき求められる身体拘		
	東等に係る記録が行われていない場合。なお、事業所等において身体拘束等が行われていた場合で		
	はなく、記録が行われていない場合である点に留意すること。		
	(二) 指定通所基準又は指定入所基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検		
	討する委員会を定期的に開催していない場合、具体的には、1年に1回以上開催していない場合。		
	なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することや虐待防止委員		
	会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めるも可能であることから、虐待防止委員会と一体的		
	に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含		
	む。)をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。		
	(三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合		
	(四) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合、具体的には、研修を年1回以		

4 身体拘束廃	上実施していない場合。			
止未実施減算	② 令和5年3月31 日までの間は、①の(二)から(四)に掲げる場合のいずれかに該当する場合であ			
	っても、減算しない。			
5 複数の減算	複数の減算事由に該当する場合の取扱い	□適正に算定している		
事由に該当	原則として、それぞれ減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当す	□適正に算定していない		
	る場合については、いずれか一方の事由のみに着目して減算を行うこと。	□該当なし		
	(平 24 障発 0330 第 16 第二の 1(8))			
	(例1)定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数			
	の 100 分の 50 に該当する場合			
	→所定単位数の 100 分の 50 の報酬を算定			
	(例2)定員超過減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100			
	分の70に該当する場合			
	→所定単位数の 100 分の 70 の報酬を算定			
	なお、知事は複数の減算理由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場			
	合には、指定の取消しを検討しなければならない。			
6 届出に係る	(1) 加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合	□速やかに届け出ている	1 届出状況の確認	
加算等の算定	は、速やかにその旨を届け出ているか。(平 24 障発 0330 第 16 第一)	□速やかに届け出ていない		
	ア 加算等が算定されなくなる場合	□該当なし		
	加算等が算定されなくなった事実が発生した日(居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス			
	費、同行援護サービス費、行動援護サービス費における特定事業所加算については事実が発生し			
	た日の属する月の翌月の初日)から加算等の算定を行わないこと。			
	イ 届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。)の算定の開始時期			
	① 届出が毎月 15 日以前になされた場合→ 翌月から算定を開始			
	② 届出が16日以降になされた場合 → 翌々月から算定を開始			
	例外)食事提供体制加算については、利用者の負担を軽減する意味合いを持つ加算であるので、			
	届出のあった日より算定可能である。(H19.12.19 厚生労働省 Q&A Vol.2 問 7)			
	ウ 月の途中において、定員が増減した場合			
	定員が増減した場合、届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされ			
	た場合には翌々月から、新たな報酬単価を適用する。(岡山県の取扱い)			

第7 福祉型障害児入所施設給付費等の算定及び取扱い

主眼事項	着眼点(根拠法令等)	自主点検結果	確認書類	確認結果
1 福祉型障害	(1) 福祉型障害児入所施設給付費については、次のいずれかに該当する障害児に対して、指定児童発達	□適正に算定している	1 入所給付費明細書及	
児入所施設給	支援を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、所定単位数を算定しているか。	□適正に算定していない	びサービス提供実績	
付費	(平 24 厚労告 123 別表第 1 の 1)		記録票	
	イ 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。)	届出	2 届出状況の確認	
	に対し指定入所支援を行う場合	→□あり	3 運営規程	
	(1) 入所定員が 5 人以上 9 人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	□なし	4 受給者証 (写)	
	941_単位			
	(2) 入所定員が10人の場合			
	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>823</u> 単位			
	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1.697</u> 単位			
	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>941</u> 単位			
	(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合			
	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>654</u> 単位			
	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,090単位			
	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>863</u> 単位			
	(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合 <u>823</u> 単位			
	(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 <u>688</u> 単位			
	(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 <u>614</u> 単位			
	以下略			
	ロ 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。)			
	に対し指定入所支援を行う場合略			
	ハ 主として盲児(強度の弱視児を含む。以下同じ。)に対し指定入所支援を行う場合 略			
	ニ 主としてろうあ児 (強度の難聴児を含む。以下同じ。) に対し指定入所支援を行う場合 略			
	ホ 主として肢体不自由(法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童(以下「肢			
	体不自由児」という。)に対し指定入所支援を行う場合 略			
	(2) 地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当	□適正に算定している	1 入所給付費明細書及	
	する単位数を算定しているか。(平 24 厚労告 123 別表第 1 の 1 の注 1)	□適正に算定していない	びサービス提供実績	
		□該当なし	記録票	

2 職業指導員	職業指導員を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設におい	□条件を満たして適正に算	1 入所給付費明細書及
加算	て、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。	定している	びサービス提供実績
	(平 24 厚労告 123 別表第 1 の 1 の注 4)	□条件を満たしていないな	記録票
	イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	ど適正に算定していない	2 届出状況の確認
	(1) 入所定員が10人以下の場合	□該当なし	3 従業員の勤務体制の
	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援		確認できる書類等
	を行う施設が主たる施設であるとき 148単位		
	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 49単位	届出	
	(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	→□あり	
	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援	適用開始年月日	
	を行う施設が主たる施設であるとき 73 単位	平成 年 月 日	
	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 49単位	ロなし	
	(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 49単位		
	(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 39単位		
	(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 29単位		
	以下略		
	ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合 略		
	ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合 略		
	※職業指導員加算の取扱い(平 24 障発 0330 第 16 第三(1)③)		
	職業指導に必要な設備を有する指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する		
	職業指導員を1名以上配置しているものとして知事に届け出た施設について加算することとしている		
	が、この職業指導員の取扱いについては、従来と同様に、職業指導の対象児数が極端に少ないもの(児		
	童指導員又は保育士の1人あたりの受持数に満たない場合)は加算できないものであること。		
3 重度障害児	別に厚生労働大臣が定める施設基準(※)に適合するものとして知事に届け出た指定福祉型障害児入所	□ 条件を満たして適正に算	1 入所給付費明細書及
支援加算	施設において、次のイからトまでに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合(イ、ロ又はトに	定している	びサービス提供実績
	ついては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。)に、障害	□条件を満たしていないな	記録票
	児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算	ど適正に算定していない	2 届出状況の確認
	しているか。	□該当なし	3 平面図
	ただし、5の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。		4 現地確認
	(平 24 厚労告 123 別表第 1 の 1 の 注 5)		

3	重度障害児
=	支援加算

イ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は (2)のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合(ロに該当する場合を除く。)【165 単位】

- (1) 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの
- (一) 食事、洗面、排泄せつ、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者
- (二) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題 行為を有し、監護を必要とする者
- (2) 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの
- ロ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、イに規定する 障害児であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合

【198 単位】

- (1) 6歳未満である者
- (2) 医療型障害児入所施設 (法第42条第2号の医療型障害児入所施設をいう。) (主として重症心身障害児 (法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。) を入所させる施設に限る。) を退所後3年未満である者
- (3) 入所後1年未満である者
- ハ〜ト 主として盲児又は肢体不自由児を入所させる施設の場合のため、略

※厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告269・十三)

イ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として知的障害児(主として知的障害のある児童をいう。以下同じ。)又は自閉症児(主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童をいう。以下同じ。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。)第2条第1号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。)の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準(小規模グループケア加算を算定している事業所にあっては、(1)から(3)まで、(5)及び(7)に掲げる基準)のいずれにも適合すること 又は (8)に適合すること。

(1)入所給付費単位数表第1の1の注5のイ又はロの規定に該当する障害児(以下この号において「重 度障害児」という。)が入所する建物(以下「重度障害児入所棟」という。)であって、児童福祉施

届出

→□あり

適用開始年月日

平成 年 月 日

口なし

3 重度障害児支援加算

設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)第48条第1号、第2号及び第7号から第9号までに定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂(配膳室を含む。以下同じ。)、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部室並びに当該重度障害児入所棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとすること。

- (2)加算の対象となる障害児の居室は、一階に設けることとするほか、次の(一)及び(二)に掲げる基準 に適合すること。
- (一)一室の定員は、四人以下とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、四・九五平 方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は四人を標準とし、障害 児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き三・三平方メートル以上とすること。
- (二)必要に応じ、一人用居室及び二人用居室を設けることとし、一人用居室の一室の床面積は六・ 六平方メートル以上、二人用居室の一室の床面積は九・九平方メートル以上とすること。
- (3)便所の数は、男子五人につき大便所及び小便所各一以上、女子五人につき一以上とすること。
- (4)重度障害児入所棟の定員は、おおむね二十人以上とすること。
- (5)重度障害児入所棟は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならないこと。
- (6)重度障害児入所棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。
- (7)重度障害児専用の屋外の遊び場は、重度障害児入所棟に併設するものとし、情緒の安定に役立つよう造園を工夫するとともに、必要な遊具を備え、重度障害児の安全な監護に必要な柵等の設備を設けること。
- (8)当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとすること。
- ※重度障害児支援加算を算定している施設において強度行動障害支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い (平24 障発 0330 第16 第三(1)④の2)
 - 次の (一) から (三) までのいずれにも該当する場合に算定するものとする。(1 日につき 11 単位)
 - (一) 入所報酬告示第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定していること。
 - (二) 強度行動障害支援者養成研修 (実践研修) 修了者又は行動援護従業者養成研修修了者 (以下「実

		T	<u> </u>	
3 重度障害児	践研修修了者」という。)を1人以上配置し、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届			
支援加算	出をしており、かつ、支援計画シート等を作成していること。			
	(三) 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者又は行動援護従業者養			
	成研修修了者が、次のア又はイのいずれかに該当する入所児童に対して支援を行っていること。			
	ア 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、頻繁な			
	てんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、			
	看護を必要とする者			
	イ 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、知的障害を有			
	するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められる者			
4 重度重複障	注5イからトまで (→重度障害児支援加算) に該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡	□ 条件を満たして適正に算	1 入所給付費明細書及	
害児加算	機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、	定している	びサービス提供実績	
Į į	呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の	□条件を満たしていないな	記録票	
t	機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)のうち3以上の障害を有する児童(以	ど適正に算定していない		
-	下「重複障害児」という。)である障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を	□該当なし		
1	行った場合に、重度重複障害児加算として、1 日につき【111 単位】を所定単位数に加算しているか。			
	ただし、5の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。			
	(平 24 厚労告 123 別表第 1 の 1 の注 6)			
}	※重度重複障害児加算の取扱い(平 24 障発 0330 第 16 第三(1)⑤)			
	重度重複障害児加算については、加算の認定に当たり、専門的な知見が必要と認められる場合には、			
	児童相談所長の意見を聴くこととされたい。また、重度重複障害児加算は、重度重複障害児を支援する			
	ために加算される経費であることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。			
5 強度行動障	別に厚生労働大臣が定める施設基準※1に適合するものとして知事に届け出た指定福祉型障害児入所	□ 条件を満たして適正に算	1 入所給付費明細書及	
害児特別支援	施設(主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設に限る。)において、別に厚生労働大臣が定める	定している	びサービス提供実績	
加算	基準※2に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する※3	□条件を満たしていないな	記録票	
4	指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につき【781単位】を所定単位	ど適正に算定していない	2 届出状況の確認	
3	数に加算しているか。	□該当なし	3 従業員の勤務体制の	
	さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、【700単位】を加算してい		確認できる書類等	
		1	i	
;	るか。(平 24 厚労告 123 別表第 1 の 1 の注 7)		4 平面図	
	るか。(平 24 厚労告 123 別表第 1 の 1 の注 7)		4 平面図	

5 強度行動障 害児特別支援 加算

5 強度行動障 ※1 厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告269・十四)

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 指定福祉型障害児入所施設(主として知的障害児又は自閉症児を入所させるものに限る。以下この 号において同じ。)の職務に月に一回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当の経験を有 する医師を一以上配置すること。
- ロ 指定入所基準第四条第一項第一号、第二号のイ、第三号のイの(1)及び第四号から第六号までに定める従業者の員数に加えて、常勤の児童指導員の員数が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。
- (1) 加算の対象となる障害児(以下この号において「加算対象児」という。)の数が四人以下の指定福祉型障害児入所施設にあっては、二以上。
- (2) 加算対象児の数が五人以上の指定福祉型障害児入所施設にあっては、二に、障害児の数が四を超えてその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。
- ハ 福祉型障害児入所施設の従業者のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、 当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1人以上 配置し、支援計画シート等を作成すること。
- ニ 心理指導担当職員を一以上配置すること。
- ホ 加算対象児の居室は、原則として個室とすること。ただし、指導及び訓練上の必要がある場合には、 二人用居室として差し支えないものとすること。
- へ 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けること。
- ※2 厚生労働大臣が定める基準(平24厚労告270・十三)

都道府県(政令指定都市にあっては政令指定都市とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市とする。以下同じ。)の判定に基づき、次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の1点の欄から5点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が20点以上であると都道府県が認めた障害児

届出

→□あり

適用開始年月日

平成 年 月 日 □なし

5	強度行動障
害儿	見特別支援加
筫	

行動障害の内容	1点	3点	5点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
の行為			
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
激しいこだわり	週に1回以上	1日に1回以上	1日に頻回
激しい器物損壊	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
睡眠障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反す	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
う等の食事に関する行動			
排泄に関する強度の障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行	ほぼ毎日	1日中	絶えず
動			
沈静化が困難なペニック			あり
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為			あり

※3 厚生労働大臣が定める基準 (平24厚労告270・十二の二)

従業者であって強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った 者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものが支援を行うこと。

〇強度行動障害児特別支援加算の取扱い(平 24 障発 0330 第 16 第三(1)⑥)

入所報酬告示第1の1の注7の強度行動障害児特別支援加算については、対象となる障害児は1人からでも加算をすることは可能であるが、その場合でも、実践研修修了者を1人以上配置して、当該児童についての支援計画シート等を作成する等設備及び職員配置基準等を満たす必要があること。

また、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに700単位を加算することができるとしているが、これは重度の行動障害を有する障害児が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた必要な職員を配置するものであること。

なお、特別処遇期間は1人につき、3年間を限度とする継続した入所支援計画に基づき行うものであるが、その計画期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算は算定しないものであること。

5 強度行動障 害児特別支援 加算	同加算は、行動障害の軽減を目的として各種の指導・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことにも留意されたい。			
6 乳幼児加算	指定障害児入所施設において乳幼児である障害児に対して、指定入所支援を行った場合に、幼児加算と	□適正に算定している	1 入所給付費明細書及	
	して、1日につき【78単位】を所定単位数に加算しているか。	□適正に算定していない	びサービス提供実績	
	(平 24 厚労告 123 別表第 1 の 1 の注 8)	□該当なし	記録票	
7 心理担当職	(1)別に厚生労働大臣が定める施設基準(※)に適合するものとして知事に届け出た施設において指定	□適正に算定している	1 入所給付費明細書及	
員配置加算	入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。	□適正に算定していない	びサービス提供実績	
	ただし、5の強度行動障害児特別加算が算定される場合は、加算しない。	□該当なし	記録票	
	(平 24 厚労告 123 別表第 1 の 1 の 注 9)		2 届出状況の確認	
	イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合		3 従業員の勤務体制の	
	(1) 入所定員が10人以下の場合 102単位		確認できる書類等	
	(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 51単位		4 資格証明書等	
	(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 34単位			
	(4) 入所定員が31 人以上40 人以下の場合 26 単位			
	(5) 入所定員が41 人以上50 人以下の場合 20 単位			
	以下略			
	ロ主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合略			
	ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合 略			
	ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 略			
	※厚生労働大臣が定める施設基準(平 24 厚労告 269・十五)			
	次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。			
	イ 指定入所基準第4条第1項に定める従業者の員数に加えて、心理指導担当職員を1以上配置していること			
	ていること。			
	ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業したものであって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又			
	れに相当する課任を修めて卒業したものであって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの文はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。			
	はこれと同寺以上の能力を有すると認められる有であること。 二 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。			
	一 心理指导を11万にめい前達及U必要な試開を有すること。 ホ 心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所長が認めた障害児が5人以上いること。			
	4、 心中の下房が元でから発生は一般ない。			

7 心理担当職	(2) 公認心理士を1人以上配置しているものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設(心理		
員配置加算	担当職員配置加算を算定している施設に限る。)において、指定入所支援を行った場合に、1日につき1		
	0単位を所定単位数に加算しているか。		
8 看護師配置	指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。	届出	1 入所給付費明細書及
加算(I)	以下同じ。)を1以上配置しているものとして知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定	→□あり	びサービス提供実績
	入所支援を行った場合に、1 目につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。	適用開始年月日	記録票
	(平 24 厚労告 123 別表第 1 の 1 の注 11)	平成 年 月 日	2 届出状況の確認
	イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	ロなし	3 従業員の勤務体制の
	(1) 入所定員が10人以下の場合 141単位		確認できる書類等
	(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 70単位	□適正に算定している	4 資格証明書等
	(3) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合 47 単位	□適正に算定していない	
	(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 38単位	□該当なし	
	(5) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 28 単位		
	以下略		
	ロ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合 略		
8 看護職員配	別に厚生労働大臣が定める施設基準(※)に適合するものとして都道府県に届け出た指定福祉型障害児	届出	1 入所給付費明細書及
置加算(Ⅱ)	入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	→□あり	びサービス提供実績
	(平24 厚労告 123 別表第 1 の 1 の注 12)	適用開始年月日	記録票
	イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	平成 年 月 日	2 届出状況の確認
	(1) 入所定員が10人以下の場合 145単位	□なし	3 従業員の勤務体制の
	(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 96単位		確認できる書類等
	(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 58単位	□適正に算定している	4 資格証明書等
	(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合41単位(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合32単位	□適正に算定していない □該当なし	
	以下略	山政当なし	
	ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合 略		
	ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合 略		
	二 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 略		
	※厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告269・十五の2)		
	①イ及びへを算定すべき福祉型障害児入所施設の単位の施設基準		

8 看護職員配	1の福祉型障害児入所施設給付費のイ、ハ又はニを算定する施設であって、指定入所基準に定め		
置加算(Ⅱ)	る従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれか		
	の医療行為を必要とする状態である障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が40点以上であ		
	ること。		
	②ロ及び二を算定すべき福祉型障害児人所施設の単位の施設基準 略		
9 児童指導員	(児童指導員等加配加算)	届出	1 入所給付費明細書及
等加配加算	常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図	→□あり	びサービス提供実績
	るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言	適用開始年月日	記録票
	語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員※1(以下「理学療法士	平成 年 月 日	2 届出状況の確認
	等」という。)、児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者※2(以下「児童指導	ロなし	3 従業員の勤務体制の
	員等」という。)を1以上配置しているものとして知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、		確認できる書類等
	指定入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算して		4 資格証明書等
	いるか。 (平24厚労告123別表第1の注13)	□適正に算定している	
	イ 理学療法士等を算定する場合	□適正に算定していない	
	(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	□該当なし	
	(1) 入所定員が 10 人以下の場合 151 単位		
	(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 101単位		
	(3) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合 61 単位		
	(4) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 43 単位		
	(5) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 34 単位		
	以下略		
	(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合 略		
	(3) 主として盲児またはろうあ児に対し指定入所支援を行う場合略		
	(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 略		
	ロ 児童指導員等を配置する場合		
	(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合		
	(1) 入所定員が10人以下の場合 112単位		
	(2) 入所定員が11 人以上 20 人以下の場合 75 単位		
	(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 45単位 (4) 15で言葉が21人以上40人以下の場合 22単位 22 単位 22 単位 22 単位 22 単位 22 単位 23 単位 25 単位 2		
	(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 32単位 (5) 1 形字号が41人以上50人以下の場合 95 単位		
	(5) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 25 単位		

9 児童指導員	以下略			
等加配加算	(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合 略			
	(3) 主として盲児またはろうあ児に対し指定入所支援を行う場合 略			
	(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 略			
	※1 厚生労働省が定める基準(平24厚労告270・十三の2)			
	イ 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修め			
	て卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの			
	ロ 厚生労働省組織規則(平13省令第1号)第625条に規定する国立障害者リハビリテーション			
	センターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練			
	規程(昭55厚労告第4号)第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を履修した			
	者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者			
	※2 厚生労働省が定める基準(平 24 厚労告 270・十三の 3)			
	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大			
	臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)別表第5に定める内容以上の研修をいう。			
	以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明			
10 1/2 3 (1-3)	書の交付を受けた者 障害児が施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域と	□適正に算定している	1 入所給付費明細書及	
10 ソーシャル ワーカー配置	障害だが他試に入外し、Xは近州後に地域にありる生活に移19 3に当たり、障害先の家族及い地域と の連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業員に加え、社会福祉士又は5年以上障害福	□適正に算定していない	びサービス提供実績	
加算	か、単元の場合であっていた。 1日により、1日によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	□該当なし	記録票	
/II /F	(以下「社会福祉士等」という。) を1以上配置しているものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児		2 届出状況の確認	
	住所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算して		3 従業員の勤務体制の	
	いるか。 (平24 厚労告 123 別表第1 の注 14)		確認できる書類等	
	イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合		4 資格証明書等	
	(1) 入所定員が10人以下の場合 159単位			
	(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 79単位			
	(3) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合 53 単位			
	(4) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 40 単位			
	(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 32単位			
	以下略			
	ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合 略			

	、 ~1.1 ~世田よれは7ミキ国テ山)松ウエデナ塚と7ご1月人 11版		T I
	ハ 主として盲児またはろうあ児に対し指定入所支援を行う場合 略		
	ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 略		
	入院・外泊時において、基準を満たす場合には、1日につき次の単位を算定しているか。	□適正に算定している	1 入所給付費明細書及
時加算	(平 24 厚労告 123 別表第 1 の 2)		びサービス提供実績
	イ 入院・外泊時加算(I)	□該当なし	記録票
	(1) 入所定員が60人以下の場合 320単位		2 入所支援計画
	(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 288単位		3 入院・外泊の記録
	(3) 入所定員が91人以上の場合 252単位		4 支援の記録
	口 入院・外泊時加算(II)		
	(1) 入所定員が60人以下の場合 191単位		
	(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 172単位		
	(3) 入所定員が91人以上の場合 150単位		
	※注 1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊		
	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等		
	及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第		
	523 号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)第 15 の 1 の注 1 に		
	規定する共同生活援助及び介護給付費等単位数表第15の1の2注6に規定する外部サービス利用型		
	指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。)を認めた場		
	合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応		
	じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の		
	場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数)を算定する。		
	ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。		
	 ※注2 ロについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を		
	認めた場合であって、施設従業者(指定入所基準第四条の規定により指定福祉型障害児入所施設に置		
	 くべき従業者をいう。 4 及び 6 において同じ。)(栄養士及び調理員を除く。)が、入所支援計画に基		
	 づき、当該障害児に対し、支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超え		
	た日から82日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる		
	単位数(地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲		
	げる単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終		
	日は、算定しない。		
	77/2 0 0 0		

	\\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			
	※入院・外泊時加算の取扱い(平 24 障発 0330 第 16 第三(1)⑨)			
	(一) 入所報酬告示第1の2の入院・外泊時加算については、入院又は外泊の期間は初日及び最終日			
	は含まないので、連続して9泊の入院又は外泊を行う場合は、8日と計算されること。			
	(二) 入院にあっては指定福祉型障害児入所施設の従業者が、特段の事情(障害児の事情により、病			
	院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。)のない限り、原則			
	として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や障害児の相談			
	支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあっては、家族等との連絡調整や交通手			
	段の確保等を行った場合、入院又は外泊期間(入院又は外泊の初日及び最終日を除く。)について、			
	1 日につき、所定単位を算定するものであること。			
	(三) 入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記録しておくこと。また、入院の場			
	合において、(二)の特段の事情により訪問できなくなった場合については、その具体的な内容を記			
	録しておくこと。			
	(四) 障害児の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院・外泊時加算の算定期間中にあっては、当該障			
	害児が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、			
	入所給付決定保護者等の同意があれば、そのベッドを短期入所サービスに活用することは可能で			
	ある。			
	ただし、この場合に、入院・外泊時加算は算定できないこと。			
	※平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (H24.8.31 事務連絡)			
	問54-3 入院・外泊時加算(I)(II)と入院時支援特別加算の算定関係はどのようになるのか。			
	答 平成23年度までは、入院時の支援について、入院・外泊時加算、長期入院等支援加算、入院			
	時支援特別加算の3つの加算があり、入院から3月の間、入院・外泊時加算と長期入院等支援			
	加算がそれぞれ算定され、かつ長期入院等支援加算は入院時支援特別加算と選択により算定さ			
	れる仕組みとなっていたが、平成24年度改定において、報酬請求事務の簡素化を目的として、			
	一定の整理を行ったところである。			
	① 入院からはじめの8日間は入院・外泊時加算(I)を算定			
	② ①から引き続き入院する場合には、82日間を限度として入院・外泊時加算(II)を算定			
	② つからさらに引き続き入院をする場合には、入院時支援特別加算を算定する仕組みとした。			
	(1) というさらに行き続き入売をする場合には、入売行文後付が加昇を昇足する日配みとした。 指定福祉型障害児入所施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又	□適正に算定している	1 入所給付費明細書及	
支援加算			びサービス提供実績	
人饭川昇	は診療所(当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を	□適正に算定していない	30000	
	要した場合に、施設従業者(栄養士及び調理員を除く。)が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所	□該当なし	記録票	

10 1 12円土井口川	と 計明 1 - ソスカ岸が立ったが中にし、の本体温的 - 特田体の進体での体の口光ルズ しの土塚とど、 と 田へ)。		
12 入院時特別	を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、		2 個別支援計画
支援加算	1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。		3 入院・外泊の記録
	(平 24 厚労告 123 別表第 1 の 4)		4 支援の記録
	イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに10の入院・外泊時加算が算定される期間		
	を除く。)の日数の合計が4日未満の場合 561 単位		
	ロ 当該月における入院期間の日数の合計が4日以上の場合 1,122単位		
	※入院時特別支援加算の取扱い(平 24 障発 0330 第 16 第三(1)①)		
	入所報酬告示第1の4の入院時特別支援加算については、長期間に渡る入院療養又は頻回の入院		
	療養が必要な障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院		
	期間中の被服等の準備や障害児の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑		
	な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合		
	計数(入院の初日及び最終日並びに入院外泊時加算が算定される期間を除く。)に応じ、加算する。		
	また、イが算定される場合にあっては少なくとも1回以上、ロが算定される場合にあっては少な		
	くとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が4日以上の場合であ		
	って、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、イを算定する。		
	※平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (H24.8.31 事務連絡)		
	問54-3 入院・外泊時加算(I)(II)と入院時支援特別加算の算定関係(10 に掲載)参照のこと		
13 自活訓練加	次に掲げる基準に適合する場合、所定単位を加算しているか。(平24厚労告123別表第1の3)	□適正に算定している	1 入所給付費明細書及
算	イ 自活訓練加算(I) 337単位 (建物敷地内)	□適正に算定していない	びサービス提供実績
	口 自活訓練加算(Ⅱ) 448 単位 (建物敷地外)	届出	記録票
	注1 個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県(指定都市及び児童相	→ □あり (I • II)	2 届出状況の確認
	談所設置市を含む。以下同じ。)が認めた障害児に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準(※1)	適用開始年月日	3 平面図
	に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、別に厚生労働	平成 年 月 日	4 現地確認等
	大臣が定める基準(※2)に適合する自活に必要な訓練(以下「自活訓練」という。)を行った場合に、	□なし	5 自活訓練計画
	当該障害児1人につき360日間を限度として所定単位数を加算する。		6 同意書(同意が客観
	注2 イについてはロ以外の場合に、ロについては自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建	□該当なし	的に確認できるもの
	物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物と密接な連携が確保できる範		等)
	囲内の距離にある借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定単位数を加算する。		7 訓練記録等
	注3 同一の障害児について、同一の指定福祉型障害児入所施設に入所中1回を限度として加算する。		8 過去2年間の実績

13 自活訓練加

※1 厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告269・十六)

次のイ及び口に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 原則として、主として指定福祉型障害児入所施設と同一の敷地内に、自活訓練(入所給付費単位 数表第1の3の注1に規定する自活訓練をいう。以下この号において同じ。)を実施するための独 立した建物を確保すること。
- ロ 自活訓練加算の対象となる障害児の居室が、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 原則として個室とすること。
- (2) 通常の家庭生活に必要な設備を設けること。
- ※2 厚生労働大臣が定める基準(平24 厚労告270・十四)

次のイからトまでに掲げるいずれにも該当する場合

- イ 自活訓練加算の対象となる障害児(以下この号において「加算対象児」という。)に係る入所支援計画(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号)第二十一条第一項に規定する入所支援計画をいう。)を踏まえ、加算対象児の6月間の個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画(以下この号において「自活訓練計画」という。)を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。
- ロ 自活訓練計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の自活に向けて解決すべき課題を把握し、必要に応じて当該自活訓練計画の見直しを行うこと。
- ハ 自活訓練計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る入所給付決定保護者(法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。)及び加算対象児に対し、当該自活訓練計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。
- 二 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。
- ホ 加算対象児の退所後の住居の確保に努めること。
- へ 加算対象児の家族、特別支援学校及び公共職業安定所等の関係機関との密接な連携により、加算 対象児が退所後円滑に就労できるよう努めること。
- ト 自活訓練の開始後二年以上を経過した指定障害児入所施設(法第二十四条の二第一項に規定する 指定障害児入所施設をいう。)にあっては、過去2年間において自活訓練を受けた障害児のうち、1 人以上が退所していること。
- ※自活訓練加算の取扱い(平 24 障発 0330 第 16 第三(1)⑩)

障害児に対し、地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導

13 自活訓練加	を行うものであり、単に施設内における業務軽減のために使われることのないよう、(一)個人生活指			
算	導、(二)社会生活指導、(三)職場生活指導、(四)余暇の利用指導について居宅生活移行計画を作成し、			
	自活訓練に当たること。			
	また、1施設当たりの対象者数に制限を設けないが、事業の効果を上げるため、個別訓練を行うこ			
	とによって地域で自活することが可能と認められる者が対象者であることに留意すること。			
	本加算は、同一の指定福祉型障害児入所施設に入所している期間中に、合計で360日まで算定する			
	ことができることから、長期間集中的に自活訓練を行うほか、短期間で障害児の自活訓練の効果等を			
	見つつ実施期間を分散して行うなど、柔軟に自活訓練を行うことができる。			
	(例)・高等学校3年生の時に、卒業を見据えて180日間集中的に自活訓練を行う。			
	・高等学校等の卒業後の自立を目指して、段階的に自活訓練を行い、退所後を想定した生活に			
	慣れていくために、高校 1 年生のときに 60 日、2 年生のときに 90 日及び 3 年生のときに 120			
	日行う。			
	なお、18歳以降に入所の延長を行ったときも本加算の算定は可能だが、その場合360日から、18			
	歳までに当該指定福祉型障害児入所施設において算定した日数を減じて算定した日数が算定の上限			
	となる。			
	この事業の実施に当たっては、訓練期間中から対象者が就労退所した後の地域での居住の場の確保			
	に留意するとともに、家族の協力はもちろんのこと、特別支援学校、公共職業安定所、福祉事務所等			
	の関係機関との連携を密にし、対象者が円滑に地域生活移行できるよう万全の配慮をすること。			
	また、2つの単位を設定した趣旨は、同一敷地内に居住のための場所を確保できない施設について			
	も、同一敷地外に借家等を借り上げることにより、事業を実施できるよう配慮したものであり、その			
	様な場合には、緊急時においても迅速に対応できる範囲内において、居住のための場所を確保するこ			
	と。			
	なお、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設において自活訓練を受けた場合に加算を			
	算定できるものとする。			
14 福祉専門職	イ 福祉専門職員配置等加算(I) 10単位	□条件を満たして適正に算	1 入所給付費明細書及	
員配置等加算	□ 福祉専門職員配置等加算(II) 7単位	定している	びサービス提供実績	
	ハ 福祉専門職員配置等加算(III) 4 単位 (平 24 厚労告 123 別表第 1 の 5)	□条件を満たしていないな	記録票	
	注1 イについては、指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されて	ど適正に算定していない	2 届出状況の確認	
	いる従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が	□該当なし	3 資格証明書	
	100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指		4 労働者名簿	
	定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。		5 加算要件に関する割	

14 福祉専門職	注2 ロについては、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、	届出	合が確認できる帳簿
員配置等加算	精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知	→ □あり (I • II)	書類等
	事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1 日につき所定単	適用開始年月日	
	位数を加算しているか。 ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定してい	平成 年 月 日	
	る場合は、算定しない。	□なし	
	注3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定福		
	祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算している		
	か。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算		
	(Ⅲ)を算定している場合は、算定しない。		
	(1) 指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員又は保育士((2)において「児童指導員等」		
	という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が 100 分の 75		
	以上であること。		
	(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が		
	100分の30以上であること。		
14 地域移行加	入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、施設従業者が、当該障害児に対して、	□適正に算定している	1 入所給付費明細書及
算	退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及	□適正に算定していない	びサービス提供実績
	びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2	□該当なし	記録票
	回を限度として所定単位数を加算しているか。また、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅		2 訪問記録等
	を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単		
	位数を加算しているか。【500単位】		
	ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。		
	(平 24 厚労告 123 別表第 1 の 6)		
	※地域移行加算の取扱い(平 24 障発 0330 第 16 第三(1)③)		
	(一)退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の居宅生活(18歳以		
	上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以		
	下同じ。)に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅		
	を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回に限り加算を		
	算定するものである。		
	また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対		
	して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算を算定するものである。		
	(二) 地域移行加算は退所日に算定し、退所後の訪問相談については訪問日に算定するものであるこ		

14 地域移行加	೬。			
算	(三) 地域移行加算は、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。			
	ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合			
	イ 死亡退所の場合			
	(四) 地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容			
	の要点に関する記録を行うこと。			
	(五) 地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。			
	ア 退所後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助			
	イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助			
	ウ 退所する障害児の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等			
	に関する相談援助			
	エ 住宅改修に関する相談援助			
	オ 退所する障害児の介護等に関する相談援助			
	(六) 退所前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退所後の訪問による相談援助			
	を行えば、当該支援について加算を算定できるものであること。			
15 栄養士配置		□適正に算定している	1 入所給付費明細書及	
加算	所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 (平24厚労告123別表第1の7)	□適正に算定していない	びサービス提供実績	
	イ 栄養士配置加算(I)	□該当なし	記録票	
	次の(一)及び(二)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉		2 届出状況の確認	
	型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。	届出	3 従業員の勤務体制の	
	(一) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。	→□あり (I • II)	確認できる書類等	
	(二) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行って	適用開始年月日	4 資格証明書	
	いること。	平成年月日		
	(1) 入所定員が40人以下の場合 27単位	□なし		
	(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合 22単位			
	以下略			
	口 栄養士配置加算(II)			
	次の(一)及び(二)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉			
	型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合			
	において、イを算定している場合は、算定しない。			
	(一) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。			

15 栄養士配置	(二) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行って			
加算	いること。			
	(1) 入所定員が40人以下の場合 15単位			
	(2) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 12 単位			
	以下略			
16 栄養マネジ	次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設	□適正に算定している	1 入所給付費明細書及	
メント加算	において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。【12単位】	□適正に算定していない	びサービス提供実績	
	(平 24 厚労告 123 別表第 1 の 8)	□該当なし	記録票	
	イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。		2 届出状況の確認	
	ロ 障害児の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種が共同して、障		3 従業員の勤務体制の	
	害児ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。		確認できる書類等	
	ハ 障害児ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、障害児の栄養状態を定期的に	届出	4 資格証明書	
	記録していること。	→□あり	5 栄養ケア計画	
	ニ 障害児ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直している	適用開始年月日	6 栄養スクリーニング	
	こと。	平成 年 月 日	7 栄養モニタリング	
	※栄養マネジメント加算の取扱い(平 24 障発 0330 第 16 第三(1)⑤)	ロなし	8 栄養状態の記録	
	(一) 栄養マネジメント加算は、栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、個別の障害児の栄		9 同意書(同意が客観	
	養、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施(以下「栄養ケア・マネジメント」という。)		的に確認できるもの	
	を評価しているところである。		等)	
	(二) 栄養ケア・マネジメントとは、障害児ごとに行われる入所支援計画の一環として行われること			
	に留意すること。			
	また、栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、原則として障害児全員			
	に対して実施すべきものであること。			
	(三) 施設に常勤の管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。			
	なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士が配置されている場合は、当該加算を算定できない			
	こと。			
	(四) 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う			
	場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できること。			
	(五) 栄養ケア・マネジメントについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。			
	ア 障害児ごとの低栄養状態のリスクを、施設入所時に把握すること(以下「栄養スクリーニング」			
	という。)。			

16	栄養マネジ
メン	/ ト加算

- イ 栄養スクリーニングを踏まえ、障害児ごとの解決すべき課題を把握すること (以下「栄養アセスメント」という。)。
- ウ 栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、児童発達支援 管理責任者その他の職種の者が共同して、障害児ごとに、栄養補給に関する事項(栄養補給量、 補給方法等)、栄養食事相談に関する事項(食事に関する内容の説明等)、解決すべき事項に対 し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、作 成した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象となる障害児の家族に説明し、 その同意を得ること。なお、指定福祉型障害児入所施設においては、栄養ケア計画に相当する 内容を入所支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えるこ とができるものとすること
- エ 栄養ケア計画に基づき、障害児ごとに栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、栄養ケア 計画に実施上の問題 (栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の 見直しの必要性等) があれば直ちに当該計画を修正すること。
- オ 障害児ごとの栄養状態に応じて、定期的に、障害児の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した障害児ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、障害児ごとの栄養ケア計画に記載すること。当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い障害児及び栄養補給方法の変更の必要性がある障害児(経管栄養法から経口栄養法への変更等)については、概ね2週間ごと、低栄養状態のリスクが低い障害児については、概ね3月ごとに行うこと。なお、低栄養状態のリスクが低い障害児も含め、少なくとも月1回、体重を測定するなど、障害児の栄養状態の把握を行うこと。
- カ 障害児ごとに、概ね3月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを 実施し、栄養ケア計画の見直しを行うこと。
- キ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)第15条に規定するサービスの提供の記録において障害児ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が障害児の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養マネジメント加算の算定のために障害児の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとすること。
- (六) 栄養ケア計画を作成し、障害児の家族に説明し、その同意を得られた日から栄養マネジメント 加算は算定を開始するものとすること。

17 小規模グル	(1)別に厚生労働大臣が定める施設基準(※1)に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福	□適正に算定している	1 入所給付費明細書及
ープケア加算	祉型障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児	□適正に算定していない	びサービス提供実績
	に対し、指定入所支援を行った場合(当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場		記録票
	合に限る。)に、当該障害児1人につき所定単位数を加算しているか。 【240単位】	届出	2 届出状況の確認
	(平 24 厚労告 123 別表第 1 の 9)	→□あり	3 平面図
	※1 厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告269・十七)	適用開始年月日	4 現地確認等
	次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。	平成 年 月 日	5 従業員の勤務体制の
	イ 指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専	□なし	確認できる書類等
	任の児童指導員又は保育士を1以上配置すること。		6 入所支援計画
	ロ 設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間、食堂等入所している障害	□該当なし	7 支出の記録
	児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、		
	浴室については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用す		
	ることができる場合には設けないことができるものとすること。		
	ハ 保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が加算の対象となる障害児		
	に対して障害の特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。		
	ニ 加算の対象となる障害児の居室は、障害児一人当たりの床面積を4.95平方メートル以上とす		
	ること。		
	ホ 小規模グループケアの単位の入所定員は、4人から8人までとすること。ただし、ロの要件を満		
	たしたこの告示の適用前に建設された施設であって、都道府県知事が適当と認めたものにあって		
	は、入所定員を10人とすることができるものとすること。		
	へ 小規模グループケアの提供に当たって、小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画		
	(指定入所基準第三条に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。)を作成し、当該入所支援計画		
	に基づき、適切に行うこと。		
	(2) 別に厚生労働大臣が定める施設基準(※2)に適合するものとして都道府県知事に届け出た障害		
	児を入所させるための設備等を有する建物(当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物		
	以外の指定福祉型障害児入所施設であって当該建物に対する支援機能を有するもの(以下この(2)に		
	おいて「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される建物に		
	限る。)において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県知事が認めた障害児に対		
	し、指定入所支援を行った場合(小規模グループケア加算が算定されている場合に限る。)に、更に当該		

(平 24 厚労告 123 別表第 1

障害児1人につき308単位を所定単位数に加算しているか。

17 小規模グル	Ø 9)			
ープケア加算	※厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告269・十七の2)			
	次のイからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。			
	イ 指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、障害児を入所させるための設備等を有する			
	建物における小規模グループケア(以下「サテライト型小規模グループケア」という。)の各単位			
	において、専任の児童指導員又は保育士を2以上配置すること。			
	ロ 設備については、サテライト型小規模グループケアの各単位において、居室、居間、食堂等入所			
	している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有している			
	こと。			
	ハ サテライト型小規模グループケアの単位の入所定員は、4人から6人までとすること。			
	二 サテライト型小規模グループケアの提供に当たっては、本体施設と密接な連携が確保できる範囲			
	内にある建物において行うこと。			
	ホ ※1のハ、二及び〜に掲げる基準に該当すること。			
	※2 小規模グループケア加算の取扱い (平24 障発 0330 第16 第三(1)⑥)			
	(一) 入所報酬告示第1の9の小規模グループケア加算については、障害児に対し、できる限り家庭			
	的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを行うものである。			
	なお、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設において、小規模グループによる指定			
	入所支援を行った場合に加算を算定できるものとし、小規模のグループによるケアに必要な経費			
	を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。			
	(二) 地域の中で、できる限り良好な家庭的環境での養育体制の充実を図るため、建物自体が本体施			
	設から分離した場所(外部のアパート、法人所有の土地内の別の建物等)で、小規模な生活単位を			
	設けて支援を行う(サテライト型)場合に、サテライト型小規模グループケアとして更に評価する			
	ものとする。			
18 福祉・介護	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして	□条件を満たして適正に算	1 入所給付費明細書及	
職員処遇改善	知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準	定している	びサービス提供実績	
加算	に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの	□条件を満たしていないな	記録票	
	加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他の加算は算定できない。	ど適正に算定していない	2 届出状況の確認	
	(平 24 厚労告 123 別表第 1 の 10)		3 福祉・介護職員処遇	
	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		改善計画	
	1から17までにより算定した単位数の100分の99に相当する単位数		4 就業規則・給与規程・	

18 福祉・介護	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II)	届出	労働保険に加入して	
職員処遇改善加	1から17までにより算定した単位数の100分の72に相当する単位数	→□あり	いることが確認でき	
算	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	適用開始年月日	る書類等	
	1から17までにより算定した単位数の100分の40に相当する単位数	平成 年 月 日		
	※ 厚生労働大臣が定める基準(平 24 厚労告 270・十五→二を準用)	□なし		
	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	□該当なし		
	① 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見			
	込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該			
	計画に基づき適切な措置を講じていること。			
	② 指定福祉型障害児入所施設において①の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及			
	び実施方法その他福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を			
	作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、知事に届け出ていること。			
	③ 福祉・介護職員処遇改善加算額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等によ			
	り事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算によ			
	る賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。			
	④ 指定福祉型障害児入所施設において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を			
	知事に報告すること。			
	⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労			
	働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない			
	こと。			
	⑥ 指定福祉型障害児入所施設において、労働保険料の納付が適正に行われていること。			
	⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
	(一) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関			
	するものを含む。)を定めていること。			
	(二) (一) の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。			
	(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は			
	研修の機会を確保していること。			
	(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。			
	(五) 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇級する仕組み又は一定の基準に基づき定期			
	に昇給を判定する仕組みを設けていること。			

18 福祉・介護	(六) (五) の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。			
職員処遇改善加	⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するも			
算	のを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用を全ての福祉・介護職員に周知して			
	いること。			
	□ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			
	イの①から⑥まで、⑦の(一)から(四)まで及び⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。			
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)			
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
	① イの①から⑥まで及び⑧に掲げる基準に適合すること。			
	② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。			
	(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。			
	a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関			
	するものを含む。)を定めていること。			
	b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。			
	(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。			
	a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は			
	研修の機会を確保していること。			
	b a について、全ての福祉・介護職員に周知していること。			
	※ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い			
	(平 24 障発 0330 第 16 第三の(1)①→第二の 2(1)⑤を準用)			
	福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知			
	(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに			
	事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月25日付け障障発0325第1号厚生労働省			
	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知を参照すること。			
19 福祉・介護	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施	□ 条件を満たして適正に算	1 入所給付費明細書及	
職員処遇改善	しているものとして知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った	定している	びサービス提供実績	
特别加算	場合にあっては、1から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を加算してい	□条件を満たしていないな	記録票	
	るか。ただし、福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定できない。	ど適正に算定していない	2 届出状況の確認	
	(平 24 厚労告 123 別表第 1 の 11)		3 福祉・介護職員処遇	
	※ 厚生労働大臣が定める基準(平24厚労告270・十六→三を準用)	届出	改善計画書	
	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	→□あり	4 就業規則・給与規程・	

19 福祉・介護	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	適用開始年月日	労働保険に加入して
職員処遇改善	①障害福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員(公認心理士を含む。)、児童発達支援管理責	平成 年 月 日	いることが確認でき
特别加算	任者として従事するものをいう。以下同じ。)その他の職員(以下「障害福祉人材」という。)の賃	□なし	る書類等
	金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、		
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該		
	計画に基づき適切な措置を講じていること。		
	(一) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を有するもの、心理指		
	導担当職員(公認心理士を含む。)、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、サービス提供責任		
	者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であっ		
	て、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの(以下「経験・技能のある障害福祉人		
	材」という。)のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、又は改善		
	後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額 440 万円以上となること。ただし、福祉・介護職員		
	等特定改善加算の見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合		
	はその限りではないこと。		
	(二) 当該事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均		
	が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専		
	門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っているこ		
	と。		
	(三) 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち		
	専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人		
	材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込		
	額の平均の2倍以上になること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認		
	められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及		
	び障害福井人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃		
	金額を上回らない場合はその限りではないこと。		
	(四) 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金		
	(退職手当を除く。) の見込額が年額 440 万円を上回らないこと。		
	②事業所等において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の		
	障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、		
	すべての障害福祉人材に周知し、県知事に届け出ていること。		

③福祉・介護職員尊く低所宮改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営等

19 福祉・介護	の悪化により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準		
職員処遇改善	(本加算による賃金改善分を除く。) を見直すことはやむを得ないが、その内容について県知事に		
特别加算	届け出ること。		
	④事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を県知事に報告する		
	こと。		
	⑤児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれかを届け出て		
	いること。		
	⑥児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれかを算定		
	していること。		
	⑦②の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するも		
	のを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額をすべての障害福祉人材等		
	に周知していること。		
	⑧⑦の処遇改善の内容等について、インターネット等の利用その他適切な方法により公表している		
	こと。		
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		
	イ①から④まで及び⑥から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		